

学部生・大学院生

平成27年度

2015

一橋大学

生活の手引き

HITOTSUBASHI UNIVERSITY



兼松講堂西側のこの桜（サトザクラ）の若木は、平成 20 年 4 月に一橋大学国際学生宿舎での飲酒事故で亡くなった学生を偲び植樹されました。入学してひと月もたたないうちに起きてしまった悲しい事故でした。それを未然に防止できなかったことは、大学としても慙愧の念に堪えません。

毎年美しく咲くこの桜を見て、私たちは亡くなった青年のことを思い出します。彼が満開の桜と共に入学したとき、大学生活にどのような期待をもち、自分の将来についてどのような夢を抱いていたのだろうか。その青年の清々しい夢と期待は飲酒事故によって実現されることなく永遠に失われてしまいました。若者たちが自分の夢に主体的に挑戦するための機会を与えるのが大学の本来の役割です。その役割を果たせなかったことを私たちは毎年この桜を見て深く後悔し、アルコールに対して気楽に接しないように自分たちを戒めます。「誰もが被害者になり得る。あなたも加害者になりうる」。アルコールについては、危険性の意識と強い責任感をもって行動しなければなりません。この事故を教訓とし、風化させないことが大学としての使命です。

アルコール強要というハラスメントは、いかなる状況、いかなる人間関係にあっても決して許されるものではありません。悲劇の再発を防ぐために制定された「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」（p 136）の遵守を、学生諸君に強く求めます。

## 学部生・大学院生 生活の手引き 目次

平成 27 (2015) 年度一橋大学学部・大学院学年暦	p 1
構内配置図・AED 設置場所	p 6
国立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内	p 8
自転車を利用している学生諸君へ	p 9
大学生活を送るに当たって	p 10
学生支援課 問合せ先	p 14
学生生活 Q&A	p 15
<b>【1】奨学金制度</b>	p 31
1. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金	p 31
2. 民間奨学団体・地方公共団体の奨学金	p 36
<b>【2】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）</b>	p 38
1. 授業料免除	p 38
2. 授業料徴収猶予（延納・分納）	p 39
<b>【3】学生表彰制度</b>	p 42
<b>【4】一時金貸付制度（学生金庫）</b>	p 44
<b>【5】国際学生宿舎、国際学生館景明館</b>	p 45
<b>【6】アルバイト</b>	p 48
<b>【7】学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険</b>	p 50
<b>【8】保健センター</b>	p 57
<b>【9】学生支援センター</b>	p 60
1. 学生相談室	p 60
2. キャリア支援室	p 61
3. 障害学生支援室	p 63
<b>【10】APLAC (Academic Planning Center : アカデミック・プランニング・センター)</b>	p 65
<b>【11】ハラスメント相談</b>	p 69
<b>【12】課外活動</b>	p 73
1. 課外活動団体等の届出について	p 73
2. 施設の使用	p 74
3. 物品の貸出	p 77

4. プリントセンター・東プラザ印刷室の使用	p 77
5. 学生用ロッカー・スペース（1・2年生用）	p 78
6. 如水スポーツプラザについて	p 79
7. 学生が注意すべきこと！	p 81
<b>【13】</b> 学生意見箱	p 85
<b>【14】</b> 学外研修施設（相模湖合宿所）	p 87
<b>【15】</b> 大学等共同利用施設	p 90
<b>【16】</b> 関連規則・ガイドライン等	p 96
1. 一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則	p 96
2. 一橋大学学生表彰規則	p 100
3. 一橋大学学生表彰細則	p 102
4. 一橋大学学生表彰における奨学金給付要項	p 107
5. 一橋大学障害学生への支援に関する規則	p 109
6. 一橋大学学生懲戒規則	p 111
7. 一橋大学課外活動団体懲戒規則	p 115
8. 一橋大学課外活動団体に関する規則	p 117
9. 「行事開催」の取扱いに関する申し合わせについて	p 120
10. 一橋大学課外活動共用施設等使用規則	p 123
11. 一橋大学国立キャンパス体育館使用心得	p 127
12. 一橋大学学外研修施設使用規則	p 129
13. 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則	p 131
14. 一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン	p 134
15. 一橋大学学生の飲酒に関する基本原則	p 136
16. 「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」の原則3について	p 137
17. 一橋大学学生のための学内情報インフラガイドライン	p 139
18. レポート作成上の注意：剽窃を防ぐために	p 140
<b>【17】</b> 一橋大学の各種相談窓口	p 141

※本冊子掲載の情報は変更になる場合がありますので、重要事項は適宜掲示板や大学ウェブサイト等で確認してください。

# 平成 27 (2015) 年度 一橋大学学部学年暦

## 【夏学期】

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

※4月29日(水)は授業日です。

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※5月6日(水)は月曜授業日です。

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※7月20日(月)は授業日です。

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※8月8日(土)は集中講義日です。

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

## 【冬学期】

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※10月12日(月)は授業日です。

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 <sup>A</sup>	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

※11月23日(月)は授業日です。

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 <sup>A</sup>	5 <sup>A</sup>	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15 <sup>A</sup>	16
17	18	19	20	21 <sup>A</sup>	22	23
24	25	26	27 <sup>A</sup>	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29				

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

丸囲み数字…祝日

## 【夏学期】

- 4/1 新入生全体ガイダンス  
第1回英語プレイメントテスト
- 4/2 入学式
- 4/3 健康診断(新入生)  
新入生クラス別面接
- 4/6 新入生学部別ガイダンス・  
後期課程ガイダンス(3・4  
年生)
- 4/7 授業開始日
- 4/29 祝日授業日(水曜日)
- 5/6 祝日授業日(月曜日)
- 6/6～6/7 KODAIRA祭
- 7/20 祝日授業日(月曜日)
- ☆7/23 補講日  
(学期末試験準備を含む)
- 7/24～7/30 夏学期末試験期間  
(土日除く)
- 8/4～8/8 夏学期集中講義期間
- 9/24 創立記念日
- 9/25 9月期学位記授与式  
(卒業式)

## 【冬学期】

- 9/28 授業開始日
- 10/12 祝日授業日(月曜日)
- △11/2 休講日(一橋祭)
- 11/23 祝日授業日(月曜日)
- △1/4 休講日
- △1/5 休講日
- △1/15 休講日(センター試験準備)
- △1/21 休講日  
(第2回英語プレイメントテスト)
- ☆1/27 補講日(学期末試験準備を含む)
- 1/28～2/3 冬学期・学年末試験  
期間(土日除く)
- 2/4～2/10 冬学期集中講義期間  
(土日除く)
- 3/18 学位記授与式(卒業式)

授業休業日  学期末・学年末試験期間    集中講義

## 平成 27 (2015) 年度 一橋大学学部学年暦

### 《授業・履修関連行事》

夏 学 期	演習参加願の提出 (新3年生)	3月26日(木)～3月31日(火) ※土・日を除く
	演習参加者の選考 (3年生)	4月1日(水)～7日(火)
	新入生全体ガイダンス	4月1日(水)
	第1回英語プレイズメントテスト	4月1日(水)
	入学式	4月2日(木)
	健康診断 (新入生)	4月3日(金) (在校生は、4月6日(月)～8日(水))
	新入生クラス別面接	4月3日(金)
	新入生物学部別ガイダンス・後期課程ガイダンス (3・4年生)	4月6日(月)
	夏学期授業開始日	4月7日(火)
	履修登録 (夏学期・通年分) 期間	4月15日(水)～19日(日) ※Web登録のみ
	履修登録 (夏学期・通年分) 確認期間	5月11日(月)～15日(金)
	「W」(履修撤回) 登録期間	5月20日(水)～6月7日(日) ※Web登録のみ
	「W」(履修撤回) 登録確認期間	6月10日(水)～6月16日(火)
	補講日 (学期末試験準備を含む)	7月23日(木)
	夏学期末試験期間	7月24日(金)～7月30日(木) ※土・日を除く
	9月卒業予定者学士論文提出期限	7月31日(金)
	夏学期集中講義	8月4日(火)～8月8日(土)
	授業休業期間 (夏季)	8月9日(日)～9月27日(日)
	夏学期末試験追試験	9月7日(月)・8日(火) <予定>
	9月卒業生発表	9月15日(火)
	創立記念日	9月24日(木)
	新入留学生オリエンテーション	9月23日(水)～25日(金)
	夏学期科目成績発表	9月24日(木)
9月期学位記授与式 (卒業式)	9月25日(金)	

冬 学 期	冬学期授業開始日	9月28日(月)
	履修登録(冬学期分)期間	10月8日(木)～10月12日(月・祝) ※Web登録のみ
	履修登録(冬学期分)確認期間	10月19日(月)～23日(金)
	休講(一橋祭)	11月2日(月)
	「W」(履修撤回)登録期間	11月6日(金)～12月6日(日) ※Web登録のみ
	「W」(履修撤回)登録確認期間	12月9日(水)～12月15日(火)
	授業休業期間(冬季)	12月29日(火)～1月3日(日)
	休講	1月4日(月)・1月5日(火)
	休講(大学入試センター試験準備)	1月15日(金)
	入学試験(大学入試センター試験)	1月16日(土)・1月17日(日)
	休講(第2回英語プレイスメントテスト)	1月21日(木)
	補講日(学期末試験準備を含む)	1月27日(水)
	冬学期・学年末試験	1月28日(木)～2月3日(水) ※土・日を除く
	学士論文提出期限	1月29日(金)
	冬学期集中講義	2月4日(木)～2月10日(水) ※土・日を除く
	授業休業期間(春季)	2月11日(木)～3月31日(木)
	冬学期・学年末試験追試験	2月16日(火)・2月17日(水) <予定>
	入学試験(本学第2次・前期日程)	2月25日(木)・2月26日(金)
	卒業者発表	3月10日(木)
	入学試験(本学第2次・後期日程)	3月12日(土)
後期進学者発表	3月16日(水)	
学位記授与式(卒業式)	3月18日(金)	
新入留学生オリエンテーション	3月28日(月)・3月29日(火)	
冬学期・通年科目成績発表	3月31日(木)	

### 《学生団体主催行事》

新入生歓迎クラス合宿	4月4日(土)・5日(日)
KODAIRA祭	6月6日(土)・7日(日)
一橋祭	11月1日(日)～11月3日(火・祝)

# 平成 27 (2015) 年度 一橋大学大学院学年暦

## 【夏学期】

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	(29)	30		

※4月29日(水)は授業日です。

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
(3)	(4)	(5)	(6)	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※5月6日(水)は月曜授業日です。

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	(20)	21	22	23 <sup>△</sup>	24	25
26	27	28	29	30	31	

※7月20日(月)は授業日です。

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※8月8日(土)は集中講義です。

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
(20)	(21)	(22)	(23)	24	25	26
27	28	29	30			

## 【冬学期】

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	(12)	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※10月12日(月)は授業日です。

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 <sup>△</sup>	(3)	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	(23)	24	25	26	27	28
29	30					

※11月23日(月)は授業日です。

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	(23)	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					(1)	2
3	4 <sup>△</sup>	5 <sup>△</sup>	6	7	8	9
10	(11)	12	13	14	15 <sup>△</sup>	16
17	18	19	20	21 <sup>△</sup>	22	23
24	25	26	27 <sup>△</sup>	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	(11)	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	(21)	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

丸囲み数字…祝日

## 【夏学期】

- 4/2 入学式
- 新入生全研究科合同ガイダンス
- 4/3 新入生研究科別ガイダンス
- 4/3 健康診断 (新入生)
- 4/7 授業開始日
- 4/29 祝日授業日 (水曜日)
- 5/6 祝日授業日 (月曜日)
- 7/20 祝日授業日 (月曜日)
- ☆7/23 補講日  
(学期末試験準備を含む)
- 7/24～7/30 夏学期末試験期間  
(土日除く)
- 8/4～8/8 夏学期集中講義期間
- 9/24 創立記念日

## 【冬学期】

- 9/28 授業開始日
- 10/12 祝日授業日 (月曜日)
- △11/2 休講日 (一橋祭)
- 11/23 祝日授業日 (月曜日)
- △1/4 休講日
- △1/5 休講日
- △1/15 休講日 (センター試験準備)
- 1/18 修士論文提出最終日
- △1/21 休講日
- ☆1/27 補講日 (学期末試験準備を含む)
- 1/28～2/3 冬学期・学年末試験  
期間 (土日除く)
- 2/4～2/10 冬学期集中講義期間  
(土日除く)
- 3/11 修了者発表
- 3/18 学位記授与式 (修了式)

授業休業日  学期末・学年末試験期間    集中講義

# 平成 27 (2015) 年度 一橋大学大学院学年暦

## 《授業・履修関連行事》

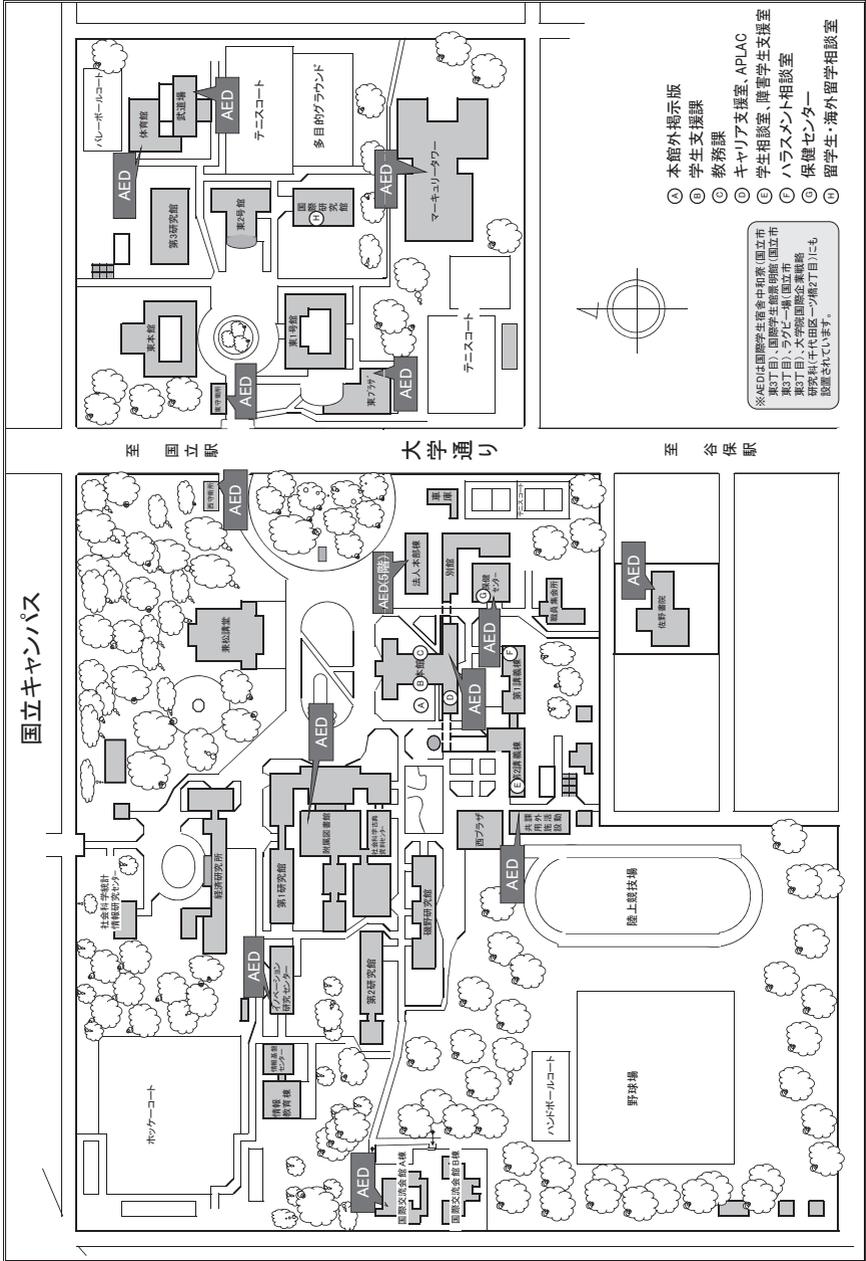
夏 (第1) 学期	入学式、新入生全研究科合同ガイダンス	4月2日(木)
	新入生研究科別ガイダンス	4月3日(金)
	健康診断(新入生)	4月3日(金) (在校生は、4月6日(月)～8日(水))
	夏(第1)学期授業開始	4月7日(火)
	夏(第1)学期履修届・指導教員決定	4月14日(火)～21日(火)
	祝日授業日(水曜授業日)	4月29日(水)
	祝日授業日(月曜授業日)	5月6日(水)
	祝日授業日(月曜授業日)	7月20日(月)
	補講日(学期末試験準備を含む)	7月23日(木)
	夏(第1)学期末試験期間	7月24日(金)～7月30日(木) ※土・日を除く
	夏学期集中講義	8月4日(火)～8月8日(土)
	授業休業期間(夏季)	8月9日(日)～9月27日(日)
	創立記念日	9月24日(木)
	新入留学生オリエンテーション	9月23日(水)～25日(金)
	入学試験 (修士課程、商学研究科外国人特別選考、商学・経済学研究科博士後期課程編入学、国際・公共政策大学院専門職課程)	9月中旬～9月下旬
	冬 (第2) 学期	冬(第2)学期授業開始
冬(第2)学期履修届変更届		10月5日(月)～10月9日(金)
祝日授業日(月曜授業日)		10月12日(月)
休講(一橋祭のため)		11月2日(月)
祝日授業日(月曜授業日)		11月23日(月)
授業休業期間(冬季)		12月29日(火)～1月3日(日)
休講		1月4日(月)
休講		1月5日(火)
休講:入学試験(大学入試センター試験)前日準備		1月15日(金)
入学試験(大学入試センター試験)		1月16日(土)・1月17日(日)
修士論文提出最終日		1月18日(月)
休講		1月21日(木)
補講日(学期末試験準備を含む)		1月27日(水)
冬(第2)学期・学年末試験		1月28日(木)～2月3日(水) ※土・日を除く
冬学期集中講義		2月4日(木)～2月10日(水) ※土・日を除く
授業休業期間(春季)		2月11日(木)～3月31日(木)
入学試験 (修士課程、修士課程外国人特別選考、国際・公共政策大学院専門職課程)		2月中旬
入学試験(本学学部第2次・前期日程)		2月25日(木)・2月26日(金)
入学試験(博士後期課程進学・編入学)		3月上旬
入学試験(本学学部第2次・後期日程)		3月12日(木)
修了者発表	3月11日(金)	
学位記授与式(修了式)	3月18日(金)	
新入留学生オリエンテーション	3月28日(月)～3月29日(火)	

## 《学生団体主催行事》

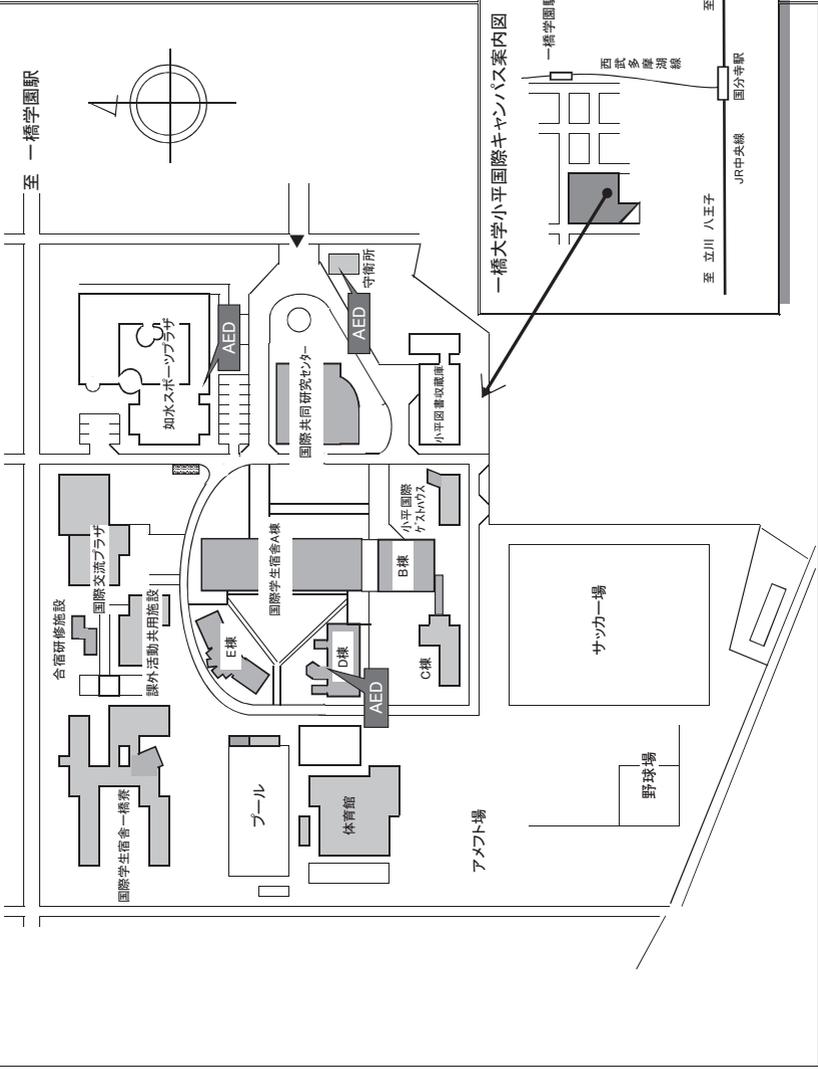
KODAIRA 祭  
一橋祭

6月6日(土)・7日(日)  
11月1日(日)～11月3日(火・祝)

# 構内配置図・AED 設置場所

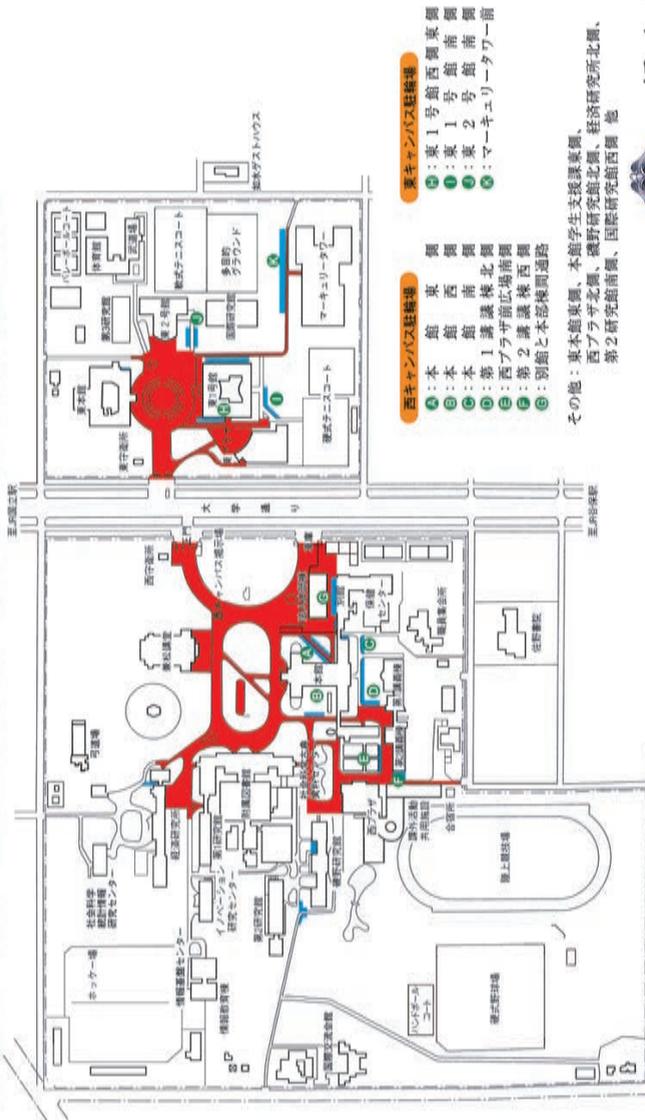


# 小平国際キャンパス



# 国立キャンパス駐輪場及び駐輪禁止ゾーンの案内

自転車は、下記の駐輪場（青色）に駐輪してください。  
 また、赤色で表示する区域は、駐輪禁止ゾーンで、取り締まり重点区域となっています。  
 違反自転車は、断り無く撤去することがありますので、ご注意ください。  
 なお、自動二輪車の入構及び通学は禁止しています。また、大学各門の付近や歩道上への駐車は違法であり、一般市民等への  
 迷惑となりますので絶対にやめましょう。大学門付近の通行は、歩行者の妨げにならないよう、特に注意してください。



## 西キャンパス駐輪場

- ④：本館 東側 南側
- ⑤：本館 西側 南側
- ⑥：本館 講義棟 北側
- ⑦：第1講義棟 南側
- ⑧：西アサキ平 講義棟 南側
- ⑨：第2講義棟 南側
- ⑩：別館と本部棟間通路

## 東キャンパス駐輪場

- ①：東1号館 西側 東側
- ②：東1号館 南側 南側
- ③：東2号館 南側 南側
- ④：マッキービル 南側 南側

その他：東本館東側、本館学生支援課東側、  
 西アサキ平北側、磯野研究室北側、経済研究新北側、  
 第2研究室前南側、国際研究館西側 他



一橋大学

# 自転車を利用している学生諸君へ

最近、大学通りにおける、一橋大学生の自転車に関する、事故・ルール違反の申し出が市民から、多数寄せられています。

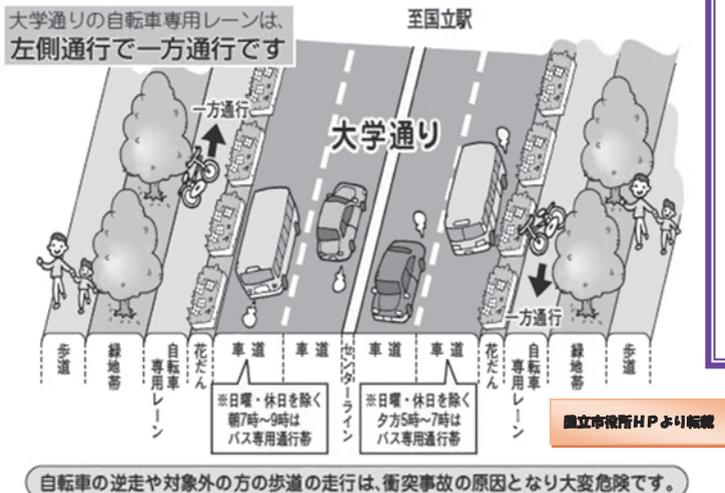
本学学生は、以下のことを厳守してください。

なお、悪質・危険な行為に関して警察の指導取締りが強化されています(平成23年10月25日警察庁通達)。

**大学通りの歩道は自転車での走行はできません。**  
(自転車専用レーンを利用)

(交通ルールを守り、歩行者の安全確保を第1に!!)

**自転車専用レーンの逆走も禁止です。**



※車道の右側通行、2人乗りや並進、スピードの出しすぎ、無灯火、傘さし運転、ヘッドホンステレオで音楽を聴きながらや携帯電話を操作しながらの運転は大変危険です。絶対やめましょう。



見覚えある？

**自転車も交通事故を起こせば責任を問われます！**

(自転車での加害事故例)

- 自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髓損傷の重傷を負わせた。【賠償金】6,008万
- 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。【賠償金】5,000万
- 街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。【賠償金】3,912万



※ 自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう！

一橋大学

## 大学生活を送るに当たって

- 学生支援課から学生の皆さんへの周知は、主に掲示で行います。  
一日一度は掲示板を確認するよう心がけてください。

### 掲示板設置場所

- 本館外掲示板：西キャンパス本館西側外
- 保健センター掲示板：西キャンパス保健センター前
- キャリア支援室掲示板：西キャンパス本館1階西側
- 学生相談室掲示板：西キャンパス第2講義棟1階西側

- 本学のウェブサイトにも大学生活に関する情報が掲載されていますので、ご活用ください。

- 大学ウェブサイト（在学生の方へ）

<http://www.hit-u.ac.jp/students/index.html>

- 学生支援課からのお知らせ

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/info.html>

- 下記のシステムでも、学生の皆さんへのお知らせを行います。

- 学務情報システム・学生ポータル <sup>マーカス</sup>MERCAS（Mercury Campus System）  
お知らせの確認以外に履修科目の休講、教室変更、時間割変更の確認や履修登録、成績確認が行えます。

一日一度はログインし、自分あてのお知らせがないか確認してください。

<https://mercas.hit-u.ac.jp>

- ポートフォリオシステム manaba（マナバ）

授業内でのレポートの提出、テスト・アンケートの回答、資料の閲覧、出席の提出をすることができます。その他、就職支援、留学支援などでもmanabaを利用しています。

<https://manaba.hit-u.ac.jp>

○ 一橋大学全学一斉通知メールの配信について

次に挙げるような緊急かつ重要な事項について、Gmail（学籍番号 @g.hit-u.ac.jp）宛てに一斉メールにて連絡します。重要な情報を逃すことのないよう、適宜 Gmail の確認をお願いします。

- ・災害等の非常時における連絡
- ・本学の情報通信機能の障害等に関する連絡
- ・本学が主催する行事等の案内
- ・その他

一斉通知メールの発信アドレス及び件名は次のとおりです。

- ・発信アドレス：zengaku@dm.hit-u.ac.jp

※ 受信した際の表示は「一橋大学全学一斉通知」となります。

- ・件名：一橋大学全学一斉通知【件名】

この発信アドレスに対して、スパム扱いの設定をしないようにしてください。

この発信アドレスに返信をしないようにお願いします。

また、Gmail から普段各自が利用しているメールアドレスに転送をすることも可能です。

転送方法は以下のとおりです。

**【転送設定方法】**

- ① Gmail ページ上部にある歯車のアイコンをクリックし、[設定] を選択します。
- ② [メール転送と POP/IMAP] タブをクリックします。
- ③ [転送] セクションで最初のプルダウンメニューから [転送先アドレスを追加] を選択します。
- ④ メール転送先のメールアドレスを入力します。
- ⑤ セキュリティ保護のため、Google からそのメールアドレスに確認メールを送信します。

- ⑥ 転送先のメールアカウントを開いて、Gmail チームからの確認メールをご確認ください。
- ⑦ そのメールに記載されている確認リンクをクリックします。
- ⑧ Gmail アカウントに戻って [受信メールを次のアドレスに転送] オプションを選択し、プルダウンメニューから転送先アドレスを選択します。
- ⑨ プルダウンメニューでメールに対する操作を選択します。  
メールのコピーを受信トレイに保存したり、[すべてのメール] や [ゴミ箱] に自動的に移動するよう設定できます。
- ⑩ [変更を保存] をクリックします。

フィルタを作成して、特定の条件に一致するメールを転送することもできます。他のアドレスに転送するフィルタは 20 個まで作成できます。フィルタによる転送を最大限に利用するには、同じアドレス宛のフィルタを組み合わせます。

メールの自動転送を停止する方法は次のとおりです。

- ① Gmail ページ上部にある歯車のアイコンをクリックし、[設定] を選択します。
- ② [メール転送と POP/IMAP] タブをクリックします。
- ③ [転送] セクションで [転送を無効にする] ラジオボタンをオンにします。
- ④ [転送] セクションで最初のプルダウンメニューをクリックし、フィルタで作成された転送を確認します。

○ 車両の構内乗り入れについて

国立キャンパス・小平国際キャンパスとも原則として車両の入構は禁止となっています。ただし、次の項に該当する場合は入構が認められる場合があるので、事前に学生支援課に申請し許可を受けてください。

- ① 重度の身体障害者
  - ② 公共の交通機関による通学時間が片道2時間以上で、かつ車両を使用しなければ著しく通学が困難である者で、大学が必要と認めた者。
  - ③ 荷物等の運搬のために臨時に入構することが必要な場合。
- 分からないこと、困ったことなどがあるときは、お気軽に学生支援課まで相談してください。

○ 授業時間と事務窓口時間について

授業時間

\* 本学の授業は、90分を1時限とします。

時 限	時 刻
第 1 時 限	8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0
第 2 時 限	1 0 : 3 5 ~ 1 2 : 0 5
第 3 時 限	1 2 : 5 5 ~ 1 4 : 2 5
第 4 時 限	1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0
第 5 時 限	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0

※ 学期末・学年末試験  
期間中の時刻は変更  
する場合があります。

事務窓口時間 原則土日・祝日・夏季一斉休業・年末年始(12/29~1/3)以外は業務を行います。

担 当 課	授 業 期 間	授 業 休 業 期 間
教務課・学生支援課・ 国際課	8 : 3 0 ~ 1 8 : 1 0	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
経 理 調 達 課 (授業料納入窓口) <small>(法人本部棟外、本館側 の階段から上って2階。)</small>	1 0 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	

## 学生支援課 問合せ先

業務内容 (手引き対応項目)	問合せ先
○経済支援について	TEL : 042-580-8117・8139
【1】奨学金制度	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/scholarship.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/scholarship.html</a>
【2】授業料免除・徴収猶予 (延納・分納)	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html</a>
【4】一時金貸付制度 (学生金庫)	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html</a> <a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/extension.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/extension.html</a> <a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html</a>
○学生表彰について	TEL : 042-580-8116・8139
【3】学生表彰制度	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseihyouhou.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseihyouhou.html</a> <a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakugyouyuushuu.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakugyouyuushuu.html</a>
○学生宿舎について	TEL : 042-349-0039 (国際交流プラザ (小平)) TEL : 042-577-6225 (景明館管理室)
【5】国際学生宿舎、国際学生館景明館	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/apartment.html</a>
○アルバイトについて	TEL : 042-580-8138
【6】アルバイト	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/parttime_work.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/parttime_work.html</a>
○保険について	TEL : 042-580-8138
【7】学生教育研究災害傷害保険・ 学生教育研究賠償責任保険	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/insurance.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/insurance.html</a>
○心とからだの健康について	TEL : 042-580-8172 (保健センター)
【8】保健センター	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html">http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html</a>
○学生相談について	TEL : 042-580-8147 (学生相談室) TEL : 042-580-8927 (障害学生支援室) TEL : 042-580-8148 (ハラスメント相談室)
【9】学生支援センター (学生相談室)	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/Toppage.html">http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/Toppage.html</a>
【9】学生支援センター (障害学生支援室)	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaisien.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaisien.html</a>
【11】ハラスメント相談	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/harassment/index.html">http://www.hit-u.ac.jp/harassment/index.html</a>
○進路・就職、インターンシップについて	TEL : 042-580-8145・8146
【9】学生支援センター (キャリア支援室)	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html">http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html</a> <a href="http://sites.google.com/a/r.hit-u.ac.jp/careersupport/">http://sites.google.com/a/r.hit-u.ac.jp/careersupport/</a> (大学院生向け支援)
○課外活動について	TEL : 042-580-8116・8140・8141
【12】課外活動	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/group_activity.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/group_activity.html</a> <a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/extracurricular.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/extracurricular.html</a>
○学生意見箱について	TEL : 042-580-8137
【13】学生意見箱	
○学外研修施設の利用について	TEL : 042-580-8140・8116
【14】学外研修施設	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/external_facilities.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/external_facilities.html</a>
○大学等共同利用施設の利用について	TEL : 042-580-8138
【15】大学等共同利用施設	<a href="http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/external_facilities.html">http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/external_facilities.html</a>
○消費生活協同組合について (一橋大学生協)	042-572-7818 (本部 : 西プラザ2階) 042-575-4184 (西プラザ西ショップ) 042-577-5537 (東プラザ東ショップ) <a href="http://www.univcoop.jp/hit-u/">http://www.univcoop.jp/hit-u/</a>

## 学生生活Q & A

### [1] 奨学金制度

#### 1. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

##### Q1. 奨学金の募集はいつですか？

定期採用の募集は、4月に行います。学部1年生、学部2年生以上、大学院生で日程が異なりますので、学生支援課の掲示板・大学ウェブサイトを確認してください。また、定期採用は年一回の募集になりますので注意してください。なお、家計急変等により緊急に奨学金が必要になった時の緊急採用・応急採用は、年間を通じて募集していますので、窓口にご相談してください。

##### Q2. 日本学生支援機構以外の奨学金を受けていますが、申し込みできますか？

原則として他団体奨学金との重複貸与の規制はしていませんが、他の奨学金のなかには日本学生支援機構奨学金との重複貸与を認めないものもありますので、窓口にご相談してください。

##### Q3. 学内選考基準を教えてください。

奨学金申込者の人物・学力・家計等について基準に照らして選考し採用します。また、日本学生支援機構より割り当てられた推薦者数の範囲内で採用を行いますので、基準内なら必ず採用されるとは限りません。

##### Q4. 奨学金の振込日はいつですか？

奨学金の振込は通常毎月11日ですが、振込日が異なる月や、まとめて振り込む月があります。なお、奨学金の継続手続きを行わなかった場合や、成績不良の場合は奨学金の振込が停止もしくは廃止となりますので注意してください。

**Q5. 月額の変更（増額・減額）はできますか？**

（第一種：無利子）

必要が生じたときに月額の変更（増額・減額）ができます。「奨学金貸与月額変更願（届）」を提出してください。また、通学形態の変更（自宅又は自宅外）により変わる場合もあります。詳細については、窓口にお問い合わせください。

（第二種：有利子）

必要が生じたときに月額の変更（増額・減額）ができます。「奨学金貸与月額変更願（届）」を提出してください。ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことなどは、認められません。学校生活上継続して必要とする場合に限りしますので、計画的に貸与を受けるように注意してください。

**Q6. 奨学金振込口座を変更したいのですが、どのようにしたらいいですか？**

奨学金振込の口座変更は、新しい口座の届出が必要になります。「奨学金振込口座変更届」を提出してください。

**Q7. 奨学金の「休止」「辞退」「復活」等の手続きはどのように行えばいいですか？**

異動理由が発生次第、速やかに「異動願（届）」を提出してください。

**Q8. 継続の手続きはどのようにするのですか？**

「奨学金継続願」をインターネットにより提出してください。期間・手続き方法については、12月中旬頃、学生支援課の掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせします。

**Q9. 「奨学金継続願」を提出すれば、必ず奨学金は継続貸与されるのですか？**

インターネットにより提出した「奨学金継続願」の入力内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否等を判断します。留年等成績が著しく不良の場合は停止もしくは廃止となります。

**Q10. 奨学金の返還はいつから始まりますか？**

3月に卒業と同時に満期となる方は、卒業した年の10月からです。また、理由によっては、返還猶予の制度があります。（※Q11.参照）

**Q11. 返還が困難（災害・傷病・経済困難・失業等）になった場合、どうしたらよいですか？**

奨学生であった者が、災害や傷病等によって返還が困難になった場合や、学校等に在学するとき、願い出により奨学金の返還期限を猶予する制度があります。返還が困難になった場合は、速やかに返還期限猶予の手続きをしてください。学校等に在学するための猶予については「在学届」を提出してください。

**Q12. 所得連動返済型の無利子奨学金制度とは何ですか？**

この制度は、低所得世帯の学生を対象とし、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、貸与終了後に一定の収入を得るまでの間は返済期限を猶予する制度です。

**2. 民間奨学団体及び地方公共団体の奨学金**

**Q1. どんな種類の奨学金がありますか？**

給与（返還不要）と貸与（要返還）の奨学金があります。各奨学団体により給付額や応募資格が異なりますので、学内の掲示をよくご覧ください。大学ウェブサイトにも掲載しています。（<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html>）

**Q2. 学内選考基準を教えてください。**

奨学団体の応募資格を元に、申請者の経済的困窮度及び学業成績の両方を考慮し学内選考を行います。

**Q3. 奨学生になるために何か特別な条件は必要ですか？**

学内選考基準については Q2. のとおりです。一方で、各奨学団体には独自の選考基準があります。将来の目標や学業の目的意識が明確な学生が好まれます。また、奨学生に採用されたときは、皆さんの学生生活を経済的にご支援いただくわけですから、常に感謝の気持ちを忘れず努力する真摯な姿勢が必要です。

**Q4. 倍率はどのぐらいですか？**

各奨学金により対象学生、応募資格が異なるため申請者数、及び推薦者数も一様ではありません。一般的には、給与奨学金への申請が増加しており、高い倍率になっています。また、各奨学団体での選考がありますので、学内選考を通ったからといって必ず奨学金を得られるわけではないことにご留意ください。

**Q5. 奨学金を受けていますが、別の民間奨学金に申し込みできますか？**

それぞれの奨学金の規定によりますので、ご確認ください。一般的には、多くの給与奨学金で、他の奨学金の受給を禁止しています。

**Q6. 学内選考の結果はどのように通知されますか？**

学内選考で、大学から推薦する学生にのみ連絡します。学内選考で推薦にもれた学生には連絡しません。

**Q7. 奨学生には何か義務がありますか？**

それぞれの財団によりますが、年度末の成績報告やレポートの提出といったものがあります。住所等の変更があった場合は、財団に報告しなければなりません。他に、財団主催の行事（奨学生の集いなど）に参加するよう依頼があります。大学から推薦を受けた学生は、積極的に財団行事に参加していただくようお願いします。

## Q8. 奨学金の支給が停止又は廃止になる場合がありますか？

それぞれの財団によりますが、Q7.の義務を行わなかった場合や留年した場合、学生として相応しくない行動をした場合などにより財団の判断で奨学金の支給が停止又は廃止されることがあります。ほとんどの財団では、留年した場合奨学金は支給されません。

## [2] 授業料免除・徴収猶予（延納・分納）

### Q1. 授業料免除を申し込みたいのですが、どうしたらよいですか？

授業料免除は前期・後期の年2回申請ができます。学期ごとに「授業料免除申請要領」を入手し、必要な書類をそろえて、申請受付期間内に学生支援課奨学金・免除窓口に提出してください。なお、各期の日程（予定）については、概ね次のとおりです。

前期	後期
申請要領配布 2月下旬～	申請要領配布 8月下旬～
申請受付時期 4月1日（水）～ 4月8日（水）	申請受付時期 9月28日（月）～ 10月5日（月）
結果発表 6月末頃	結果発表 11月末頃

必要な書類や詳細な日程については、学生支援課窓口又は大学ウェブサイト等で確認してください。

（参考）授業料免除関係 <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>

### Q2. 授業料免除の選考基準を教えてください。

免除対象となる者は次のとおりです。

1. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
2. 授業料の各学期ごとの納期前の6ヶ月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害

- を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる者
3. 上記2.に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

※ 平成27年度入学者の授業料免除規則の取扱いについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災対象地域において、学資負担者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難になっている者は、3に該当するものとする。ただし、大学院学生の独立生計者は除く。

上記のいずれかに該当する者で、家計評価及び学業成績をもって判定されます。家計評価及び学業成績の基準につきましては、大学ウェブサイトを参照するか、又は学生支援課窓口までお問い合わせください。

**Q3. 何人ぐらいが授業料免除を受けられますか？**

各年度予算額によって異なるため一概には言えませんが、概ね各学期とも学部・大学院併せて600名～700名の学生が、全額又は半額免除となっています。なお、出願者数の状況によって、全額免除と半額免除の割合は異なります。

**Q4. 授業料免除を申請した場合の授業料の支払について、教えてください。**

授業料免除申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されるので、発表があるまでは授業料は納付しないでください。なお、一旦納付された授業料は、返還できませんので、注意してください。

結果発表後、免除を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定が発表され次第速やかに授業料を納付してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。また、支払方法については、経理調達課からの指示に従ってください。

(参考) 授業料 <http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/fee/index.html>

**Q5. 授業料免除・延納・分納は同時に申し込めますか？**

授業料免除・延納・分納は併願できません。どれか一つを選んで申請してください。

**Q6. 休学中ですが、授業料免除・延納・分納の申請はできますか？**

休学中の者は、授業料免除・延納・分納ともに審査の対象となりません。復学した後に申請してください。

**Q7. 留年者／修業年限超過者ですが、授業料免除・徴収猶予（延納・分納）は受けられますか？**

留年者、修業年限超過者、残留者及び仮進学者は、原則として免除対象者としませんが、理由により免除が認められる場合があります。詳細については、授業料免除申請要領又は大学ウェブサイト等によって確認していただくか、学生支援課窓口までお問い合わせください。

**Q8. 提出書類について、所得がなくても所得証明書は必要ですか？**

『所得証明書』（収入がない場合は『非課税証明書』）は、乳幼児、就学者を除く家族全員（大学院学生は本人を含む。私費外国人留学生は日本における同居家族全員）分について、市区町村長が発行した原本を提出してください。収入がない方（専業主婦の方や予備校生等）についても、収入がないという証明になりますので、必ず提出するようにしてください。なお、所得証明書という名称は、市区町村により異なる場合があります。

**Q9. 所得証明書を提出しても、源泉徴収票（写）は必要ですか？**

給与所得者については、『所得証明書』と『源泉徴収票（写）』はどちらも必要書類となるので、両方とも提出してください。どちらかが提出されていない場合は、書類不備となり、審査できません。なお、働き始めたばかりで

源泉徴収票が出ないという場合は、給料明細（写）（3ヶ月分以上）や収入見込証明書を代わりに提出してください。

#### Q10. 直接相談したいときはどうすればいいですか？

授業料免除・延納・分納について、なにか不明な点があれば、学生支援課奨学金・免除窓口まで相談してください。

##### ○窓口受付時間

授業期間	授業休業期間
8：30～18：10	8：30～17：00

##### ○問合せ先

TEL：042-580-8117、FAX：042-580-8135

### [3] 学生表彰制度

#### Q1. 学業優秀表彰者はどのように決められますか？

学部長の推薦により選考されます。また、本学における学業において、特に優秀な成績（前年度における成績の評価について、原則として3.60以上）を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人に与えられます。当面は各学部2～4年生の各学年1名の計で12名です。この学業優秀学生には奨学金が授与されます。

#### Q2. 学業優秀学生への奨学金の給付期間はいつまでですか？

月額最高80,000円を12ヶ月間給付します。（ただし、国費留学生の場合は奨学金に代えて記念品を授与します。）卒業年次生の表彰者には30万円相当の記念品が授与されます。

### Q3. 課外活動団体も表彰を受けることはできますか？

課外活動団体もしくは個人が表彰を受けることができます。表彰の詳細な基準は「一橋大学学生表彰細則」(p 102～)を参照してください。

## [4] 一時金貸付制度 (学生金庫)

### Q1. 誰でも貸付を受けられますか？

在学生で、急に学資金、生活費等が必要になった場合に1人つき30,000円を限度とし、無利子で借りられます。貸付期間は2ヶ月です。ただし、必ず返還しなければなりません。

### Q2. 申請方法を教えてください。

貸付申請書(大学ウェブサイトからダウンロードできます)に必要な事項を記入し、クラス顧問教員又は指導教員の署名捺印を得て学生支援課窓口申請してください。なお、申請書の受付後審査を行います。貸付を決定するまでに数日がかかりますのでご注意ください。現金の受取の時、借用書に署名捺印していただきます。印鑑(スタンプ印は不可)を持参してください。

<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html>

### Q3. 返還はどうすればいいですか？

一括返還(分割も可)が原則です、学生支援課窓口現金を持参してください。借用書を引き換えにお返しします。

## [5] 国際学生宿舎、国際学生館景明館

### Q1. 学生寮への入居の基準はありますか？

国際学生宿舎は、日本人学生については、提出された入居申請書類に基づき、以下2つの基準にて選考を行います。

①家族又は本人の経済状況(授業料免除の家計評価基準を準用)

## ②入寮の必要性が高いと認められる特殊事情

また、公共交通機関を利用した場合に実家又は親元からの通学時間が概ね1時間30分以上（最寄の駅から国立駅までの乗車時間が1時間以上）かかる者を優先的に選考します。

なお、大学は原則として留年生の入居を認めません。留学・休学する場合も、一旦退寮していただくことを原則としております。留学生については、一部学生を除き、抽選によって選考します。詳しくは、学務部国際課にお問い合わせください。

国際学生館景明館に入居できる者は次のとおりです。

- 一 本学に在学する大学院生（外国人留学生を含む。）
- 二 本学に在学する身体に障害をもつ学生
- 三 本学が受け入れ許可した交換留学生
- 四 本学のサマープログラム等に参加する留学生
- 五 その他学長が特に認めた学生

入居者の選考については、学長の指定する学生（非正規学生含む。）を優先的に許可し、それ以外は、原則として抽選により決定します。

## Q2. 学生寮に入寮したいのですが、募集時期はいつですか？

国際学生宿舎の募集時期は次のとおりです。

- ・学部新入学生の募集については、2月中旬に募集受付を終了しています。
- ・大学院入学・在学予定者及び学部新2～4年生への進級予定者の募集については、12月中旬頃から翌年1月下旬頃に行います。学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトを確認してください。
- ・空室の状況により追加募集を行うことがあります。学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトを確認してください。
- ・緊急に入寮を必要とする場合は、随時受け付けますので学生支援課に気軽に相談してください。

・留学生の募集については、学務部国際課にお問い合わせください。  
国際学生館景明館の募集については、学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせします。

## [6] アルバイト

Q1. 学生支援課の掲示板で紹介しているアルバイトは家庭教師だけですか？

基本的には個人の家庭教師のみですが、学内での臨時アルバイト、公共団体等のアルバイトを、掲示板で紹介することがあります。

Q2. 家庭教師のアルバイトを希望する時は事前登録が必要ですか？

事前登録の必要はありません。

## [7] 学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険

※ 学生が安心して教育研究活動などの学生生活を送るためには、万一の事故（事故によっては被害者にもなり、加害者にもなります。）に十分備えておく必要があります。

本学では、学生が安心して学生生活を送るための最低限の備えとして、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険への学部生・大学院生の全員加入を目指しています。

Q1. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）・学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）は、学年途中から加入することができますか？

できます。学生支援課で渡す払込取扱票（振替払込請求書兼受領証）に該当年数分の保険料を添えて、郵便局より振り込んでください。翌日から保険が有効になります。

Q2. 学研災・学研賠に加入しているの分かりません。確認できますか？

できます。学生証をお持ちのうえ、学生支援課窓口までお問い合わせください。

## [8] 保健センター

Q1. 今年健康診断を受けそびれてしまいました。どうしたらよいですか？

定期健康診断は全学生を対象に毎年4月初旬及び5月中旬に実施しています。この時期に受診できなかった場合は、その年度内は大学で受診する機会はありませんので、学外の医療機関で受診してください。保健センターでも紹介しています。

Q2. 健康診断書が必要になりました。どこに行けばもらえますか？

学部生は教務課及び保健センターにある自動発行機で、大学院生は保健センターにある自動発行機で学生証を使用して自分で発行することができます。いずれも、その年度の定期健康診断を受診することと、再検査が必要な場合はそれを受けることが条件です。相手先所定の診断書用紙がある場合は医師の面接が必要ですので、保健センターで予約してください。

留学のための診断書に関しては、留学先の衛生事情や留学先大学の要求などにより予防注射が必要になる場合があります。留学が決定したら、できるだけ母子手帳を持参のうえ、早めに保健センターに相談に来てください。

## [9] 学生支援センター

Q1. 個人的な悩みや学生生活上の様々な悩みがあるときはどうしたらよいですか？

学生相談室は、学生生活全般におけるあらゆる相談に応じる「なんでも相談室」です。どんな悩みでも結構ですので、一度相談室においでください。

Q2. どんな相談窓口がありますか？

保健センターや学生相談室の他に、ハラスメント全般についてのハラスメント相談室、留学生や海外留学を希望する日本人学生のための留学生・海外留学相談室、進路・就職関係のキャリア支援室、障害学生のための障害学生支援室など複数の窓口があります。詳しくはp 141をご覧ください。

**Q3. 相談があるときは最初にどこに行けばよいですか？**

各相談窓口は必要に応じて連携し、相互に紹介し合っていますので、一番行きやすいところにまず連絡してみてください。

**Q4. 自分の将来の職業や就職相談はどのようにすればよいですか？**

キャリア支援室では、皆さんの将来の進路について相談することができます。

経験豊富なキャリアアドバイザーが学生の皆さんの様々な相談に対応しています。

30分～1時間キャリアアドバイザーとじっくり相談したい場合は、来室又は電話で事前に予約してください。

大学院生は、進学、研究などのアカデミック・キャリア支援と民間・官公庁などのプロフェッショナル・キャリア支援を担当している特任講師がそれぞれ個別相談に応じます。

**Q5. 卒業したOB・OG名簿の閲覧はどのようにすればよいですか？**

キャリア支援室の受付で学生証を提示し、「企業別OB・OG名簿を閲覧したい」と申し出てください。また、本学の同窓会組織である如水会では会員に対して「如水会WEB名簿」を提供しています。(学生も毎年7割が会員になっています)。ぜひ入会して、各企業、用別の名簿を活用してください。入会の詳細は如水会事務局ウェブサイトをご参照ください (<http://www.josuikai.net>) (tel 03-3262-0114)。

**Q6. 就職だけでなく、修士課程や博士後期課程の進学についても相談できますか？**

キャリア支援室大学院生担当の特任講師が相談に応じます(p 62～参照)。

**Q7. 就職率はどんな状況でしょうか？**

2014年3月卒で就職率96.3%を達成しています。有力ビジネス誌では「就職に強い大学日本一」に選ばれています。他誌でも本学の就職力は全国で常にトップクラスになっています。

**Q8. 障害があるのですが、どのような支援をしてもらえますか？**

障害学生支援室の特任教員や相談員が相談に応じます。(p 63～参照)

**[10] ハラスメント相談**

**Q1. ハラスメントにあったときはどうしたらよいですか？**

ハラスメント相談室を訪ねてください。専門相談員が相談に応じます。  
(p 69参照)

**Q2. ハラスメントかどうか分からないけれど、不快な思いをしました。ハラスメント相談室に行ってもいいですか？**

構いません。あなたの思いを受け止めながら相談に応じています。

**[11] 課外活動**

**Q1. 兼松講堂でサークルのコンサートを開きたいのですが？**

実施の可否について学生委員会で審議を行いますので、行事開催願と企画書を実施予定日の1ヶ月前(期限厳守)までに学生支援課学生生活係に提出してください。書類の提出は実施予定日の6ヶ月前から受け付けます。なお、学生委員会は原則として8月を除く毎月第3水曜日に開催されます。

**Q2. サークルで教室を利用したいのですが？**

教室の予約方法は、抽選となります。これは、教室の予約に伴う学生の夜間の不必要な行列を避け、安全上・保安上の危険性を解消するためです。1

回の抽選につき最大4部屋の予約ができます。抽選の日程等詳細については、大学ウェブサイトもしくは学生支援課学生生活係までお問い合わせください。

なお、予約後も授業・ゼミ等の都合により、教室の変更をしてもらう場合があります。

### Q3. 教室でミーティングをするのにマイク等を借りたいのですが？

使用希望日の1ヶ月前から受け付けます。学生支援課学生生活係に貸出予約簿がありますので、必要な物品が空いているか確認し、記入してください。

また、物品借用書にも記入の上提出してください。貸し出せる物品等詳細については、学生支援課学生生活係までお問い合わせください。

### Q4. プリントセンター・東プラザ印刷室の使用はいつでもできますか？

春季休業、夏季休業、冬季休業（年末年始）、大学入試等で使用できない場合があります。使用できる時期はプリントセンターについては、事前に掲示します。東プラザ印刷室については、東プラザ内ショップの営業時間をご参照ください。

## [12] 学外研修施設（相模湖合宿所）

### Q1. サークルで合宿をしたいのですが、どこか安くてよいところはありますか？

本学には神奈川県相模原市に学外研修施設相模湖合宿所があります。平成25年4月にリニューアルオープンし、女子専用のお風呂も完備しました。

なお、経費など詳細については学生支援課学生生活係にお尋ねください（p 87～参照）。

[13] 大学等共同利用施設

Q1. 大学等共同利用施設の利用申込みは、どのようにしたらよいですか？

次のとおり手続きを行ってください。

- ・ 国立大学法人筑波大学・山中共同研修所
- ・ 国立大学法人群馬大学・草津セミナーハウス

先方の大学に使用可能の問合せをしたうえで、一橋大学での手続きとなります（p 90～参照）。

- ・ 八王子セミナーハウス（大学セミナーハウス）

直接セミナーハウスにお問い合わせください（p 94 参照）。

## 【1】奨学金制度

本学で扱っている奨学金には、1. 日本学生支援機構、2. 民間奨学団体・地方公共団体のものがあり、概要は次のとおりです。奨学生の募集、その他各種手続きについては学生支援課掲示板又は大学ウェブサイトでお知らせしますので、奨学金希望者・受給者は定期的に確認するようにしてください。

外国人留学生対象の奨学金については、学務部国際課にお問い合わせください。

### 1. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金

大学ウェブサイト：<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/shienkikou.html>

日本学生支援機構の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づく国の奨学制度で、経済的理由により修学が困難な優れた学生に対し貸与されます。奨学生の募集は大学を通して行います。

#### ○奨学金の種類等について

種類	貸与条件	対象者	貸与月額	
第一種奨学金	無利子	学部生	自宅通学者	30,000 円、45,000 円から選択
			自宅外通学者	30,000 円、51,000 円から選択
		大学院生	修士課程・専門職学位課程 (法科大学院含む)	50,000 円、88,000 円から選択
			博士課程	80,000 円、122,000 円から選択
第二種奨学金	有利子 年3%を上限・在学中は無利息	学部生	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円の中から希望する額を選択	
		大学院生	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円の中から希望する額を選択 ※法科大学院生が15万円を選択した場合には4万円・7万円の増額が可能	

※貸与月額は必要に応じて変更することができます。

※経済状況によっては第一種と第二種の併用貸与を受けることもできます。

○奨学金の主な流れ（※ 詳細については、次ページ以降を参照してください）

	(1)奨学生の募集	(2)貸与期間中の手続	(3)貸与終了時の手続
3月	・在学採用申請受付		
4月	・奨学金申込説明会 ①在学採用	・予約採用者「返還誓約書」配布・提出	・在学猶予希望者「在学届」提出 ③「在学届」の提出
5月		①返還誓約書	
6月			
7月	・在学採用者決定 ①在学採用	・在学採用者「返還誓約書」配布・提出	
8月		①返還誓約書	
9月			・返還説明会
10月			・年度満期者「貸与奨学金返還確認票」配布
11月	・予約採用申請受付		①「貸与奨学金返還確認票」
12月	所属により日程が異なるため、別途通知。	・継続説明会	・返還免除申請受付
1月	③予約採用	・次年度「継続願」提出	②返還免除制度
2月		②継続手続	
3月			

※ ②緊急採用・応急採用 家計急変の場合、随時申請。  
 ※ ③異動等、④留学 事由が発生した場合、速やかに届け出る。

## (1) 奨学生の募集

### ① 在学採用 ～在学中の申込み

毎年4月に第一種及び第二種奨学生の在学定期採用を実施します。申込期間、申込方法等は学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせします。4月中旬に奨学金申込説明会を行いますので、申込希望者は必ず参加してください。

在学採用で奨学生に採用された場合の奨学金初回交付時期は7月の予定です。

### ② 緊急採用・応急採用 ～家計急変による申込み

家計支持者の失職・破産・病気・死亡等又は災害等により家計が急変し緊急に奨学金が必要となった場合には、緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）に申し込むことができます。（ただし、事由発生から1年以内。）希望者は学生支援課まで直接ご相談ください。

### ③ 予約採用 ～入学する前の申込み

入学前の予約採用で採用候補者に決定している学生は、「進学届」の提出が必要です。「進学届」の提出がなければ奨学生として採用されませんので、入学後は速やかに手続を行うようにしてください。

なお、本学では毎年大学院修士課程、博士課程、及び専門職学位課程入学予定者を対象に予約採用を実施しています。詳細は入学試験合格発表時に通知します。（※春期入試合格者については、予約採用は実施していませんので、奨学金希望者は入学後の在学採用時にお申し込みください。）

## (2) 貸与期間中の手続

### ① 「返還誓約書」（平成22年度以降採用者）

貸与決定後、「返還誓約書」と「奨学生のしおり」を配布します。「返還誓約書」は指定の期限までに必ず提出してください。

## ② 継続手続

奨学生は貸与期間中毎年1回、インターネットを通して「奨学金継続願」を提出する必要があります。期間・手続方法については、12月中旬～1月中旬に実施予定の継続説明会にてご案内します。対象者は必ず参加してください。学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでもお知らせします。継続を希望する場合は必ず手続を行ってください。この手続を怠ると奨学金は廃止されますので注意してください。

また、大学では学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。留年等により成績が著しく不良の場合は、奨学金は停止もしくは廃止となります。

## ③ 異動等

貸与期間中に休学・退学・辞退等の異動が生じた場合は速やかに学生支援課窓口まで届け出てください。休学の場合には奨学金は休止となります。休止中の奨学金を復活させる場合にも手続が必要です。休学による留学の場合は④の「留学する場合の取扱い」を参照してください。

その他貸与月額の変更を希望する場合、奨学金振込口座、連絡先等に変更が生じた場合等も、必ず学生支援課まで届け出てください。

なお、各異動願・届出様式は大学ウェブサイトより入手可能ですので、ダウンロードして各自ご利用ください。

## ④ 留学する場合の取扱い

日本学生支援機構奨学生が留学（休学による留学も含む）する場合は必ず奨学金休止又は継続の手続をとらなければなりません。

1. 休止については、留学決定後速やかに学生支援課に願い出てください。留学終了後奨学金を復活する場合も、奨学生自らが速やかに学生支援課に願い出ることが必要です。
2. 継続については、願い出により日本学生支援機構で審査のうえ引き続き貸与を認められることがあります。継続の条件は学生支援課に確

認してください。なお、継続貸与が認められても当初の貸与期間が延長されるわけではなく、留学中に貸与期間が終了することがあります。

### (3) 貸与終了時の手続

日本学生支援機構の奨学金は貸与であり、貸与終了後には返還する義務があります。この返還金は新たな奨学生へ貸与する奨学金の財源となりますので、定められた期間内に必ず返還してください。

#### ① 「貸与奨学金返還確認票」

貸与終了時には「貸与奨学金返還確認票」と「返還のてびき」を配布します。「返還のてびき」をよくお読みになり、リレー口座加入手続きを行ってください。

#### ② 特に優れた業績による返還免除制度

平成16年度より、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生が当該課程において特に優れた業績を挙げた者として認められた場合に、奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度が実施されています。申請は貸与終了年度に行うことになります。申請期間・申請方法については、12月頃学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせしますので、対象者は必ず確認してください。

#### ③ 「在学届」の提出（在学猶予）

奨学金の貸与終了後、進学・留年等で引続き大学又は大学院に在学する場合は、「在学届」（機構所定様式）を提出することにより、奨学金の返還が猶予されます。本学入学以前に奨学金の貸与を受けていた場合も「在学届」の提出が必要です。この手続を行わなければ、在学中であっても返還が始まることとなります。

「在学届」は4月中旬までに学生支援課まで提出してください。一度提出すると標準修業年限までは猶予が認められますが、標準修業年限を超えて在学する場合は毎年提出する必要があります。

なお、各異動願・届出様式は大学ウェブサイトより入手可能ですので、ダウンロードをして各自ご利用ください。

#### (4) 所得連動返済型の無利子奨学金制度について

この制度は、低所得世帯の学生を対象とし、無利子奨学金（第一種奨学金）の貸与を受けた本人が、貸与終了後に一定の収入を得るまでの間は返済期限を猶予する制度です。

第一種奨学金に申込みをした学生の中から、本制度の基準に合致する学生が日本学生支援機構において選考されますので、本制度に申し込むための追加の手続きや書類の提出は必要ありません。

## 2. 民間奨学団体・地方公共団体の奨学金

日本学生支援機構以外に民間奨学団体や地方公共団体による奨学金制度があります。奨学金の条件（給与・貸与の別、金額、交付方法等）や応募資格、採用基準等は団体によって異なります。

#### (1) 募集について

民間奨学団体や地方公共団体の奨学生の募集は、大学を通して行われるものと各団体で直接行われるものがあります。各団体から通知がありましたら、その都度、学生支援課掲示板でお知らせします。また、大学ウェブサイトに掲載していますので、希望者は学生支援課に申し出るか、直接申請してください。ただし、他の奨学金等の支給を受けていないなどの条件もありますので、申し込みの際は募集要項をよく確認してください。

なお、大学からの推薦数が決められている場合は、家計や成績により学内で選考をしたうえで推薦者を決定します。ただし、大学からの推薦が直接採用につながるわけではなく、面接試験の実施など競争率数倍から十数倍にて選考される場合もあります。

募集は毎年3～5月に集中しますので、応募の時期を逃さないように注意してください。(http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html)

## (2) 奨学生に採用されてから

- ① 毎年度末には学業成績を報告し、留年等著しく不良の場合には翌年度の奨学金が停止もしくは廃止されることがあります。
- ② 大学の規則を違反するなど、奨学生として相応しくないと学生委員会委員長又は財団が判断した場合は奨学金の支給を停止、もしくは廃止とします。日頃から大学の推薦を受けて受給していることを自覚してください。
- ③ 各団体等の方針により報告書の提出や財団行事への参加など、奨学生としての義務を課せられることがあります。また、義務を果たさない場合は送金停止等の処分を受けることもあります。
- ④ 長期欠席や休学・留学等身分に異動がある場合は、速やかに学生支援課窓口に届け出てください。

## 【2】授業料免除・徴収猶予（延納・分納）

経済的理由等により、授業料等の納付が困難であり、学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、授業料等が免除又は徴収猶予される制度があります。

詳細は「一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則」(p 96～)を参照してください。

### 1. 授業料免除

授業料の免除が許可された者については、納付すべき授業料の全額又は半額を免除します。

#### (1) 授業料免除の対象者

- ① 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内（新入学者の入学した期分においては、入学前1年以内）において、学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより納付が著しく困難であると認められる者
- ③ 上記②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

※ 平成27年度入学者の授業料免除規則の取扱いについて

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による被災対象地域において、学資負担者が被災し、その影響で家計が急変し、入学時点においても修学の継続が困難になっている者は、③に該当するものとする。ただし、大学院学生の独立生計者は除く。

#### (2) 申請書類

- ① 授業料免除願（所定用紙）
- ② 学資を主として負担している者が死亡した場合は、それを証明する書類
- ③ 本人又は家族が風水害等の災害を受けた場合は、罹災証明書及び被害額

## 証明書

### ④ 所得証明書及びその他の必要書類

※ 大学ウェブサイトにて、授業料免除申請に必要な証明書類等の情報を掲載していますので、参照してください。

### (3) 申請要領配付期間

前期： 2月下旬～4月8日(水)

後期： 8月下旬～10月5日(月)

### (4) 申請期間(窓口受付)

前期： 4月1日(水)～4月8日(水)

後期： 9月28日(月)～10月5日(月)

### (5) 結果発表

前期分は6月末頃、後期分は11月末頃、郵送にて通知予定です。

## 2. 授業料徴収猶予(延納・分納)

延納：授業料の延納が許可された者については、授業料の納付を約5ヶ月間猶予します。

分納：授業料の分納が許可された者については、月割分納額を授業料半期分の6分の1に相当する額とし、納付期限を毎月の月末までとします。

### (1) 授業料徴収猶予の対象者

- ① 経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② 学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けたことにより納付期限までに納付が困難であると認められる者

- ③ その他やむを得ない事情があると認められる者

## (2) 申請書類

- ① 授業料徴収猶予願（所定用紙）  
② 主たる家計支持者の所得を証明する書類

## (3) 申請用紙配布期間

- 前期： 2月下旬 ～ 4月8日（水）  
後期： 8月下旬 ～ 10月5日（月）

## (4) 申請期間（窓口受付）

- 前期： 4月1日（水） ～ 4月8日（水）  
後期： 9月28日（月） ～ 10月5日（月）

## (5) 結果発表

前期分は4月下旬頃、後期分は10月下旬頃、郵送にて通知予定です。

## ○ 授業料免除及び徴収猶予に関する注意事項

- ・ 申請者は、申請の結果発表があるまで授業料の徴収を猶予されますので、発表があるまでは授業料を納付しないでください。（既に授業料を納付した者は、免除・徴収猶予の申請はできません。）
- ・ 申請しても不許可となることもありますので、授業料納付の準備は事前に行っておいてください。
- ・ 申請者は、調書の記入漏れ・添付書類の不備がないようにして、必ず受付期間内に提出してください。特に、一時帰国や海外調査等で長期不在となる場合は、早めに書類を入手して準備しておいてください。受付期間後の申請は、特別な事情（家計支持者の死亡等）のない限り一切認めません。

- ・休学者は審査の対象とはなりません。
  - ・証明書等が未提出の場合は、審査の対象とはなりません。
  - ・授業料滞納者は、特別な理由がない限り免除の対象とはなりません。したがって、延滞者は申請前に必ず納付してください。
  - ・免除、徴収猶予を許可されなかった者及び半額免除になった者は、その決定が発表され次第速やかに授業料（半額免除者は残る半額）を納付してください。結果発表後の徴収猶予等の取扱いはありません。
  - ・証明書が期限に間に合わない場合、その他不明な点は、受付期間内に学生支援課窓口へ相談してください。
- 授業料免除・徴収猶予関係の最新情報につきましては、学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせしますので、定期的に確認するようにしてください。

#### ■授業料免除

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>

又は、大学ウェブサイトから

→  →  を選択

#### ■授業料徴収猶予（延納・分納）

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/extension.html>

又は、大学ウェブサイトから

→  →  を選択

#### ■学生支援課からのお知らせ

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/info.html>

又は、大学ウェブサイトから

→  →  を選択

## 【3】 学生表彰制度

学生の教育の成果を評価し、学習等への意欲を高めることを目的に、新たな「一橋大学学生表彰制度」を創設、平成19年度から導入しました。

### (1) 表彰の基準

表彰の基準となる対象学生は次のとおりです。

- ① 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人  
→学部生については、「学業優秀学生奨学金制度」があります。（下記「学業優秀学生奨学金について」参照）
- ② 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- ③ 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
- ④ 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- ⑤ 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- ⑥ 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体

\*表彰の詳細な基準は「一橋大学学生表彰細則」（p102～）を参照してください。

#### ○学業優秀学生奨学金について

奨学金等給付の内容

・在学生

- ①表彰の基準のうち、学業において特に優秀な成績を修めた学部生に対しては、一橋大学独自の奨学金を授与します。
- ②前年度1年間の成績により候補者を決定します。
- ③奨学金は、各学部2～4年次の学業優秀学生に対し授与するものとし、月額最高8万円を12ヶ月間（年額96万円）毎月送金します。ただし、人数が12名を超えた場合には支給額を調整します。
- ④対象学生数は、各学部2～4年次各学年1名、合計12名とします。
- ⑤本奨学金は、本学の授業料減免制度や海外留学奨学金制度との併用並びに国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む）、民間奨学団体及び地方公共団体による給貸与奨学金との併給を認めます。ただし、国費外国人留学生については奨学金に代えて記念品を授与します。また、給付型奨学金を受給している場合は支給額を調整します。

・卒業年次生

- ①1～4年次までの全ての成績により候補者を決定します。
- ②対象学生数は、各学部1名、合計4名とします。
- ③30万円程度の記念品を授与します。

○課外活動表彰について

- ①課外活動において特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体が表彰の対象となります。
- ②表彰される個人又は団体に対して3万円程度の記念品を授与します。
- ③学生表彰候補者推薦書に所定の事項を記入の上、学生支援課に提出してください。

推薦書の様式は学生支援課にありますので、お問い合わせください。

## 【4】一時金貸付制度（学生金庫）

一時金貸付制度（学生金庫）資金は、昭和31年10月に父母・先輩の寄付金等によりできたもので、学部生及び大学院生は不時に学資金その他必要が生じた場合に借りることができます。

(<http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html>)

### （1）貸付の条件

貸付金額は1人につき30,000円を限度とし、無利子です。貸付期間は原則として2ヶ月です。この貸付金は今後の資金に充当されるものなので、必ず期間内に返還しなければなりません。

### （2）申請方法

この資金の借用を希望する場合は、貸付申請書（大学ウェブサイトからダウンロードできます）に必要事項を記入し、クラス顧問教員又は指導教員の署名捺印を得て学生支援課窓口に申請してください。なお、申請書の受付後審査等を行うので、貸付金の交付までは数日がかかります。（即日交付はできませんので注意してください。）

## 【5】国際学生宿舎、国際学生館景明館

### 国際学生宿舎

本学の厚生施設として、外国人留学生と日本人学生の相互理解、相互交流のための居住空間及び学習環境の提供を目的に次の学生宿舎が設置されています。

#### (1) 国際学生宿舎A棟、B棟、C棟、E棟、一橋寮 [単身棟] (N・S棟)

(小平国際キャンパス)

##### ① A棟

鉄筋9階建て324名収容、個室タイプ204室(身障者用2室を含む)、共用タイプ120室20ブロック

##### ② B棟

鉄筋9階建て166名収容、個室タイプ148室、共用タイプ18室3ブロック

##### ③ C棟

鉄筋5階建て40名収容、全室個室タイプ

##### ④ E棟

鉄筋6階建て72名収容、全室共用タイプ12ブロック

##### ⑤ 一橋寮 (N・S棟)

鉄筋4階建て141名収容、全室個室タイプ

#### (2) 国際学生宿舎D棟 [夫婦・家族棟] (小平国際キャンパス)

鉄筋8階建て世帯用で夫婦室20室、家族室22室

#### (3) 国際学生宿舎中和寮 [単身棟] (国立市東3-7-1)

鉄筋4階建て147名収容、全室個室タイプ(身障者用1室を含む)

#### (4) 寄宿料等について

- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 退去時清掃費 (※) | 12,000 円 |
| ② 寄宿料 (月額)   | 5,900 円  |
| ③ 共益費他       | 実費       |

※ 入居月に請求します。

#### (5) 設備等

個室タイプとは居室内にトイレがあり、補食・談話室、シャワー室・洗濯室を8～22室のグループで共用します。

共用タイプとは個室6室が1つの玄関を共有し、1つのブロックをなし、1ブロックに補食・談話室1ヶ所、トイレ2ヶ所、シャワー室2ヶ所、洗濯室1ヶ所があります。

小平国際キャンパスには、本学に在学する学生のほか、多摩地区3国立大学法人（東京学芸大学、東京農工大学、電気通信大学）の外国人留学生が居住しています。

#### (6) 入居者募集について

入居者募集情報は学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせします。

外国人留学生の入居については、学務部国際課にお問い合わせください。

### 国際学生館景明館

大学院生等に良好な居住及び勉学環境を提供するとともに、入居者の利便性と流動性を高め、本学の国際化の推進に資することを目的として設置されています。

#### (1) 居室

- |                                 |                            |
|---------------------------------|----------------------------|
| 居室A (20.43 m <sup>2</sup> )     | 51室 (1階 17室、2階 17室、3階 17室) |
| 居室B (27.61 m <sup>2</sup> )     | 4室 (2階 2室、3階 2室)           |
| バリアフリー室 (27.61 m <sup>2</sup> ) | 2室 (1階 2室)                 |

## (2) 使用料等について

① 入居費	30,000 円
② 使用料 (月額)	
居室 A	35,000 円
居室 B	47,000 円
バリアフリー室	35,000 円
③ 共益費 (月額)	6,000 円

## (3) 設備等

居室 A、B・・・机、ワゴン、椅子、本棚、ベッド (マットレス、収納引き出し付)、冷蔵庫、電子オーブンレンジ、収納ボックス (クローゼットチェスト)、シューズラック、Zライト、傘立て、カーテン

バリアフリー室・・・机、ワゴン、椅子、本棚、ベッド (身障者用)、冷蔵庫、電子オーブンレンジ、洋服ダンス、シューズラック、洗濯乾燥機、Zライト、傘立て、カーテン

## (4) 入居者募集について

入居者募集情報は学生支援課掲示板及び大学ウェブサイトでお知らせします。

## 【6】 アルバイト

学生アルバイトのうち、家庭教師、学内アルバイト、公共団体等のアルバイトについては、学生支援課掲示板で求人情報を紹介しています。

また、学習サポーターや障害者のアシスタントなどの情報は、学生支援課窓口横の掲示板で紹介しています。

その他塾講師、会社の臨時事務員など、学生アルバイト情報については、一般財団法人学生サポートセンター（平成15年3月26日文部科学省認可）が指導する株式会社ナジック・アイ・サポートに紹介業務を委託しています。アルバイトの申込手順は次のとおりです。

### （1）家庭教師の求人情報（掲示板）

- ① 学生支援課掲示板で、家庭教師の求人情報（概要）を確認する
- ② 希望する求人情報の求人番号をメモし、学生支援課窓口申し出る
- ③ 窓口で開示する求人情報（家庭の住所など）の詳細により検討する
- ④ 面接に臨みたい場合は家庭教師求職票に記入し登録をする  
（同年度内であれば2回目からは不要）
- ⑤ 窓口で大学からの紹介状を受け取る
- ⑥ 家庭に電話をかけ、面接の日時について約束する
- ⑦ 家庭で面接を受け、具体的な勤務条件や生徒との相性等を確認する
- ⑧ 採用・不採用の結果を待つ

※家庭教師を紹介して採否結果が届くまでは、求人票の掲示を取り下げているため、他の学生を紹介していません。紹介を受けたら、速やかに求人先のご家庭に連絡を取ってください。紹介を受けたが応募をしないことにした場合、又は電話の時点で条件等が合わず面接に至らなかった場合は、必ず学生支援課にその旨を連絡してください。

〈標準的な報酬例〉

※ 各家庭により異なります。

対 象	時 給	週 1 回 (2 時間)	週 2 回 (2 時間)
小 学 生	2,375 円	月 19,000 円	月 38,000 円
中学 1・2 年生	2,500	20,000	40,000
中 学 3 年 生	2,750	22,000	44,000
高校 1・2 年生	2,750	22,000	44,000
高 校 3 年 生	2,875	23,000	46,000

(2) 塾講師、会社の臨時事務員など家庭教師以外の求人情報 (ウェブサイト)

株式会社ナジック・アイ・サポートでは、学生アルバイト情報ネットワークを運営し、インターネットのウェブサイトで学生向けアルバイト求人情報を 24 時間、365 日提供していますので、携帯電話やパソコン等からいつでもアクセスすることができます。

- ① ウェブサイトにて新規登録を行う (初回のみ)

URL : <https://www.aines.net/hit-u/>

- ② ID とパスワードが発行される  
③ アルバイト紹介 (求人情報閲覧)  
④ アルバイト申込  
⑤ 採用・不採用の結果を待つ

## 【7】 学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険

※学生が安心して教育研究活動などの学生生活を送るためには、万一の事故（事故によっては被害者にもなり、加害者にもなります。）に十分備えておくことが必要です。

本学では、学生が安心して学生生活を送るための最低限の備えとして、学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険への学部生・大学院生の全員加入を目指しています。

### （1）学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

本保険は、学生が教育研究活動中に不慮の事故によって被った傷害に対する全国的規模の統一救済制度です。損害保険会社と財団法人日本国際教育支援協会との間に結ばれる団体契約の保険で、全国国立大学法人の100%が加入登録しています。

（Aタイプ・通学特約付）

保険の種類	正課中・学校行事中	課外活動中 キャンパス内休憩中	通学中 学校施設等相互間の移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険金	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 60万円～1,500万円
医療保険金	治療日数1日以上 3,000円～30万円	治療日数14日以上 3万円～30万円	治療日数4日以上 6,000円～30万円
入院加算金 (180日を限度)	1日につき4,000円		

### （2）学生教育研究賠償責任保険（略称：学研賠）

本保険は、学研災に付帯する保険で、国内外において、学生が、正課中、学校行事中、課外活動中(大学から承認を受けた学内学生団体が行うインター

ンシップ又はボランティア活動)及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。上記の学研災に加入していることが加入の前提となります。

(Aコース<学生教育研究賠償責任保険>)

対人賠償と対物賠償 合わせて1事故につき1億円限度(免責金額0円)

#### ○保険料

学 部 大学院	学部・大学院 (昼間部)				大学院 (夜間部)		法科大学院	
	1年	2年	3年	4年	2年	3年	2年	3年
学研災	1,000円	1,750円	2,600円	3,300円	750円	1,100円	1,750円	2,600円
学研賠	340円	680円	1,020円	1,360円	680円	1,020円		
法科賠							3,280円	4,920円
合 計	1,340円	2,430円	3,620円	4,660円	1,430円	2,120円	5,030円	7,520円

※退学(1～3年次)や休学(1年以上)をする場合は、その期間分の保険料を返還できますので、学生支援課窓口まで申し出てください。

#### ○加入手続

加入案内は、通常入学手続書類に入っていますが、学生支援課でも配布しています。窓口で「加入者のしおり」と「払込取扱票」を受け取り、郵便局より保険料を払い込んでください(別途、払込手数料がかかります)。払込日翌日午前0時から補償開始となります。

進学する場合(学部生から修士課程、修士課程から博士後期課程)は改めて加入申込みをする必要があります。

#### ○加入証明書の発行

保険証券(加入証)は発行されないため、加入手続後は「加入者のしおり」

を卒業時まで保管してください。

インターンシップ先、介護実習先に本保険の加入証明書の提出が必要な場合は、窓口で「保険加入証明書交付願」に必要な事項を記入し提出すれば、加入証明書を発行します。ただし、個人でインターンシップに参加する場合は、「インターンシップ実習届」をキャリア支援室へ必ず提出してください。提出のない場合は、保険加入証明書を発行されていても、学研災及び学研賠が適用されません。

### ○保険金請求手続

事故があった場合は、下記の手順に従って、請求の手続を行ってください。

1. 学生支援課窓口で加入確認と事故の報告を行い、保険金請求書類を受け取ってください。
2. 東京海上日動火災保険㈱へ速やかに事故報告をしてください。報告が遅れた場合には、保険金が減額されたり支払われないことがあります。  
学研災→<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inform.htm> をご覧ください。  
学研賠→東京海上日動企業火災新種損害サービス課（03-3515-7503）に  
電話
3. 治療終了後（学研賠は、相手との示談終了後）速やかに、保険金請求書類に必要な事項を記入し、各種証明印を取り付けて、学生支援課に提出してください。
4. 提出された書類は、学生支援課にて加入証明をします。
5. 学生支援課にて加入証明後、保険金請求書類と保険会社送付用封筒をお渡しするので、切手を貼付して郵送してください。

※学研災の場合、通学途中の事故は「通学中事故証明書」、学校施設等相互間の移動中の事故は「施設間移動中事故証明書」の提出も必要となります。

※学研災の場合、支払保険金額が10万円以下のときは、医師の診断書は不要となりますので、「治療状況報告書」に必要な事項を記入し、診察券（写）

又は治療の領収書（写）を添付してください。

※学研賠の場合、往復途中での事故は、「付帯賠償往復事故証明書」の提出も必要となります。

※学研賠の場合、示談に際しては、事前に東京海上日動企業火災新種損害サービス課と十分にご相談ください。

### (3) 学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

「学研災」に「付帯学総」をプラスすることで、補償範囲が学生生活全般に拡大されます。学生生活 24 時間の事故（ケガ）や病気、法律上の賠償責任を負った場合に備えるため、団体割引 30%が適用されている付帯学総に加入されることをお勧めします。

	保険の種類	保険のお支払い例	保険金額
基本部分	賠償責任	アルバイト先の用具を壊した	1 事故につき 1 億円限度
	事故（ケガ）による死亡	交通事故で本人が亡くなりました	100 万円
	事故（ケガ）による後遺障害	アルバイト先で油の中に足を入れてしまい醜状痕が残った	3 万円～ 100 万円
	事故（ケガ）による入院	スキーで転倒し骨折して入院した	治療費用実費
	事故（ケガ）による通院	皿洗い中に手の指を切った	治療費用実費
	病気による入院	扁桃腺炎になり入院した	治療費用実費
	病気による通院	風邪のため受診した	治療費用実費
	救済者費用等	入院した際、母親が実家から駆けつけた際の交通費等	100 万円

任意付帯	育英費用（ケガ）	扶養者が交通事故で亡くなられた	100万円
	学資費用（ケガ）	扶養者が登山事故で亡くなられた後の授業料等	100万円
	学資費用（病気）	扶養者が病気で亡くなられた後の授業料等	100万円
一人暮らし学生用 （任意付帯）	生活用動産	部屋に置いていたノートパソコンが盗まれた	50万円
	借家人賠償責任	アパートの洗面台に物を落とし傷をつけた	300万円又は500万円

※平成 25 年度から地震・噴火・津波による事故も補償する「天災危険担保特約」も付けられるようになりました。

#### ○保険料

卒業までの一括払いとなります。

詳細は、加入案内で確認するか、下記の担当窓口までお問い合わせください。

#### ○加入手続

加入案内は、通常入学手続書類に入っていますが、学生支援課でも配布しています。窓口で加入案内を受け取り（払込取扱票は加入案内に付いています）、郵便局より保険料を払い込んでください（別途、払込手数料がかかります）。払込日翌日から補償開始となります。

#### ○保険金請求手続

事故が発生した場合は、30日以内に下記の担当窓口へ連絡してください。

#### 〈担当窓口〉

学生生活総合保険相談デスク

TEL 0120-811-806（土日祝日を除く9時30分～17時）

#### (4) その他

その他、大学生協の「学生総合共済」があります。加入・給付・各種相談等は、学内にある一橋大学生協で受け付けています（下記参照）。

### 〈学生生活を 24 時間総合的に支える共済と保険〉

■学生総合共済（生命共済・火災共済）と学生賠償責任保険・扶養者死亡保障保険の保障の概要は以下のとおりです。

\*大学生協の学生組合員の方が加入できます。火災共済には自宅生の方は加入できません。

\*生協出資金は 13,000 円で、卒業時に全額返還します。

学生総合共済		保 険	
<b>生命共済</b> 病気やケガで入院、ケガで通院された場合などに保障します。	<b>火災共済</b> 下宿の場合、火災などによる家財への保障や大家さんへの賠償責任を保障します。	<b>学生賠償責任保険</b> 日常生活、正課の講義・行事・実習における賠償事故を保障します。	<b>扶養者死亡保障保険</b> 扶養者が病気や事故で亡くなられた後に発生し負担された学資費用を保障します。
1年分の掛金 12,800円	1年分の掛金 2,000円	4年間の保険料 5,800円	4年間の保険料 13,000円 (1口加入の場合)

### ■学生総合共済の保障内容

#### 〈生命共済〉

- 病気で入院した場合：入院保障日額 10,000 円 手術 1 回につき 50,000 円
- 事故やけがで入院・通院した場合：入院保障日額 10,000 円 通院保障日額 2,000 円（通院 5 日以上の場合に 1 日目から保障） 手術 1 回につき 50,000 円
- 本人が亡くなられた場合：200 万円
- 扶養者が事故で亡くなられた場合：一括又は分割で 500 万円

### <火災共済>

- 借家人賠償責任保障：1,200万円まで
- 家財の保障：300万円まで
- 盗難家財保障：50万円まで

その他詳しい保障内容につきましては… <http://kyosai.univcoop.or.jp/>

### ■共済は、掛金を口座振替することで卒業まで毎年自動継続

- 学生総合共済の掛金は年払いです。2年目からの掛金は、契約時に登録いただいた口座からの振替となり、卒業まで自動継続です。

### ■学生賠償責任保険の保障内容

- 他人に対する賠償責任 最高1億円まで（国内での賠償事故は示談交渉サービス付き）
- 学生賠償責任保険、扶養者死亡保障保険の保険料は卒業予定年までの分を一括払いです

### ■もし、事故や病気になったら～給付申請のしかた

1. 生協（TEL：042-572-7818）に連絡します。
  - 西プラザ2階生協本部に来ていただくか、電話でご連絡ください。状況を伺います。
2. 生協から必要な書類を受け取ります。
3. 必要な書類をそろえます。
  - 治療が終わってからで結構です。
4. 生協に書類を提出します。
5. 大学生協共済連で審査し、共済金を給付します。

お問合せ窓口

一橋大学消費生活協同組合 本部 電話 042-572-7818

## 【8】保健センター

保健センターは、西キャンパスにあり、皆さんの健康をサポートしています。利用したいときは直接窓口にお越しいただくか、電話（042-580-8172）又はメール（hoken.g@dm.hit-u.ac.jp）でお問い合わせください。

### （1）主な業務

#### ① 定期健康診断

##### 国立キャンパス

月 日	健康診断名	対象者
4月上旬	新入生定期健康診断 (1日間)	・学部1年生 ・大学院1年生
4月上旬	在学生定期健康診断 (3日間)	・学部在学生 ・大学院在学生
5月中旬	定期健康診断 (1日間)	・4月健康診断未受診学生
9月下旬	10月新入学留学生健康診断 (1日間)	・10月新入学留学生 ・4、5月の健康診断実施時に留学のため健康診断を受診できなかった学生

##### 千代田キャンパス

9月下旬	千代田キャンパス定期健康診断 (1日間)	・新入生・在学生全員
------	----------------------	------------

- ② 健康診断書の発行（定期健康診断受診者のみ）
- ③ 診察（医師診察時間内のみ）
- ④ カウンセリング（予約制）
- ⑤ 応急処置
- ⑥ 病院紹介

- ⑦ 健康相談
- ⑧ 栄養相談
- ⑨ 検査（尿、聴力、心電図、アルコールパッチテスト）
- ⑩ 測定（身長、体重、体脂肪、血圧、視力、握力、骨密度）
- ⑪ 休養

## (2) 開室時間

月曜日～金曜日（休日を除く）

8：30～17：00

## (3) 相談・診察利用時間

	月	火	水	木	金
内科	福田 9:00～12:00		福田 9:00～12:00	福田 9:00～12:00	福田 9:00～12:00
	北澤 13:00～14:00		福田 13:00～17:00	福田 13:00～17:00	福田 13:00～17:00
精神科 (予約制)		丸田 10:00～12:00	丸田 10:00～12:00	丸田 10:00～12:00	
	丸田 第1・3・5週 14:00～17:00	丸田 第2・4週 13:00～17:00	水野 14:00～17:00	丸田 13:00～17:00	
整形外科			平田 第2・4週 13:00～13:45	松本 第1・3週 13:15～14:15	
カウンセリング (予約制)	関 13:00～17:00	阿部 9:00～12:00 13:00～17:00	関 13:00～17:00	平間 9:00～12:00 13:00～17:00	

- \* 予約制の診察やカウンセリングを受けたい場合は、保健センター窓口又は電話、メール（予約専用:hokesen@dm.hit-u.ac.jp）で予約してください。
- \* 内服薬は、医師の診察を受けて必要と認められた方に限り、応急的に出しています。
- \* 保健センターで治療ができない場合や、継続的な治療を要する場合は、

外部医療機関を紹介します。

- \* 大学行事や医師の都合により、休診になる場合があります。
- \* 夏季休業などの長期休暇中の診療時間については、保健センターにお問い合わせください。
- \* 保健師・管理栄養士による健康相談及び栄養相談  
月曜日～金曜日      9：00～12：00      13：00～17：00

#### (4) 病気とケガにそなえて

- \* 急な発病やケガに備え、保険証の携帯をお勧めします。
- \* 一人暮らしの方は、体温計を常備しておきましょう。
- \* 下表のような学校感染症と診断された場合、出席停止となります。来学せずに保健センターに電話で連絡してください。

第1種	第2種	第3種
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ベスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	インフルエンザ（鳥インフル エンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

## 【9】 学生支援センター

本学には、学生相談や就職支援を行うために学生支援センターがあります。皆さんの悩みごとに何でも応じる「学生相談室」、仕事観・職業観を形成するキャリア教育科目や就職、進学などの進路相談やインターンシップや就職情報提供等を行う「キャリア支援室」、障害学生への支援を行う「障害学生支援室」の3室で構成されており、センター長をはじめ、学生相談室長、キャリア支援室長、障害学生支援室長、専任教員、カウンセラー、特任教員、キャリアアドバイザー、障害学生支援相談員、学生支援課職員及び学内の教員や関係部署が連携して、全学的視点で皆さんを支援します。

「勉強の仕方が分からない」、「なかなか友達ができない」、など何でも結構です。こんな時は迷わず学生支援センターの「学生相談室」へ。また「自分のしたいことが分からない」「大学院へ行くか、就職するか」「資格の取得か就職か」など進路の悩みは「キャリア支援室」へ、「障害があるので支援して欲しい」人は「障害学生支援室」を活用してください。

### 1. 学生相談室

学生相談室は、学生生活全般におけるあらゆる相談（修学・履修、進路・就職、生活・経済、留学、課外活動、健康、メンタルヘルス、対人関係、ハラスメント等）に応じる「なんでも相談室」です。

専任の教員や臨床心理士の資格を持つ専門のカウンセラーが、皆さんからのあらゆる相談に応じ、適切なアドバイスや関係部署（学務部各窓口、学内関係部署、学外諸機関等）とのコーディネートをします。

場 所：西キャンパス第2講義棟1階西側

開室日時：月曜日～金曜日（休祝日を除く） 10：00～17：00

予約の仕方は次のとおりです。

#### 電話による予約

8 : 30 ~ 17 : 00

TEL : 042-580-8147

#### メールによる予約

氏名・連絡先・希望する来室日時等をご連絡ください。

E-mail : imakoko.g@dm.hit-u.ac.jp

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/Toppage.html>

(注) 電話やメールによる相談は、原則としてお受けできません。

## 2. キャリア支援室

キャリア支援室では、学生のキャリア教育支援及び就職・進路の支援を目的として、個別相談、各種情報の提供、ガイダンス・セミナーを実施しています。全学年向けに、就職セミナー(業界研究講座、OB・OG 座談会、面接技法など)や企業の合同説明会(550社が来校して開催)を行なっています。他の学年の学生の参加も自由です。4年内定者有志からなる「就活サポーターズ」の3年生への就職支援も行われています。

30分から1時間のキャリアアドバイザーによる個別相談は1年生から予約が可能となりますのでご利用ください。

場所：西キャンパス本館1階西南側

開室時間：10 : 00 ~ 17 : 00

TEL : 042-580-8146 FAX : 042-580-8134

E-mail : [career-dom@dm.hit-u.ac.jp](mailto:career-dom@dm.hit-u.ac.jp)

URL : [http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career\\_support/top.html](http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html)

Twitter : #hit\_career

facebook ページ [hppt://p.tl/2xau](http://p.tl/2xau)

## 【一橋大学千代田キャンパス 就活サテライトラウンジ】

就職活動時には、千代田キャンパス内に「一橋大学千代田キャンパス 就活サテライトラウンジ」が設置されています。都心での就職活動の拠点として、休憩場所としてご利用ください。

※就職相談は行っておりません。国立キャンパスのキャリア支援室をご利用ください。

[http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career\\_support/chiyoda\\_lounge.html](http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/chiyoda_lounge.html)

## 【インターンシップについて】

### ①官公庁などのインターンシップについて

キャリア支援室が窓口となり、取りまとめて応募しています。

(注意：インターンシップ申込締切日間近に申請をすると、推薦手続きの関係上受け付けられない場合があります。早めにキャリア支援室にご相談ください。)

### ②個人で申込み、参加するインターンシップについて

インターンシップ募集要項は、『Unicareer』より検索・閲覧ができます。

また、キャリア支援室を介さずにインターンシップに参加する場合は、「インターンシップ実習届」の提出が必要となります(学研災、学研賠等の保険加入も必要です)。「インターンシップ実習届」は、キャリア支援室ホームページよりダウンロードすることができます。

[http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career\\_support/internship.html](http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/internship.html)

## 【大学院生のキャリア支援】

キャリア支援室では、研究を基盤とする院生のニーズに対応すべく、学修・研究と就職活動の支援に取り組んでいます。修士課程・博士後期課程、日本人学生・外国人留学生、社会人経験の有無に関わらず全学の大学院生を対象としますので、積極的に活用してください。なお、詳細については大学ウエ

ウェブサイトをご覧ください。

URL : <http://sites.google.com/a/r.hit-u.ac.jp/careersupport/>

(大学 TOP > 在学生の方へ > キャリア支援 > 大学院生向け支援)

Twitter : #hit\_career\_grad

### 3. 障害学生支援室

障害学生支援室は、障害のある学生の修学に関する相談に応じ、他の学生と同じように受講できるよう支援調整を行う部門です。修学に関係する部署や教職員が、障害のある学生に対し、直接・間接の支援提供を行えるよう、学内外での連携・協働を行っております。

障害学生としての支援を希望される在学生の方、障害学生へのサポートをしたいという方は、お気軽に障害学生支援室までお問い合わせください。

場所：西キャンパス 第2講義棟1階西側

開室日時：平日 9：30～17：00

電話・FAX：042-580-8927

E-mail : [stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp](mailto:stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp)

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaishien.html>

Twitter: @ hit\_shougai

#### ■支援を受けることを希望される方へ

支援を希望する場合は、一橋大学障害学生への支援に関する規則（p 109～）を参照し、障害者手帳又は診断書を添付の上、「障害学生特別措置申出書」及び「障害学生特別措置要望書（様式1～3）」を障害学生支援室に提出してください。

なお、様式は、大学ウェブサイトからもダウンロードすることができます。

URL : <http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaishien.html>

保健センター、学生相談室、キャリア支援室、国際教育センター、学生支援課、  
教務課、各所属大学院研究科事務室でもお問い合わせ可能です。

## 【10】 APLAC (Academic Planning Center : アカデミック・プランニング・センター)

本学では、学生の自律的学修を支援・促進する全学的基盤の構築を目的として、平成 24 年 10 月に、アカデミック・プランニング・センターを設立しました。

APLAC (略称エイプラック) では、学修カウンセラー及び院生チューターが、学部学生の学修相談 (学習意欲・学習行動・学習環境・学習方法など) を専門に受け付けしています。

### (1) 学修カウンセラー

専門のカウンセラーが学修に関わる相談を、何でも受け付けしています。電話、メールで予約し個別の面談を行うことができます。

相談の例 (学ぶ楽しみを見つけたい。効率良く学習したい。学習する仲間がほしい。)

成績の良し悪しに関わらず、どなたでも相談可能です。

受付場所：本館 1 階 受付時間：月～金曜日 (休日を除く) 9 : 00 ~ 17 : 00

### (2) 学修スペース

利用対象者…本学所属の学部生 (個人でも、グループでも利用可能)

利用可能期間・時間…平日及び休日授業日 8 : 30 ~ 18 : 00

※ 年末年始など、一部利用できない期間がありますのでご注意ください。利用不可な期間が決まった場合は随時、大学ウェブサイト及び学修スペースへの掲示により周知します。

第 1 講義棟 3 階に、学部生であれば誰でも利用できる学修スペースが設置されています。入室には学生証が必要です。

## APLAC 利用ルール

- ・利用申し込みや予約は必要ありません。
- ・学修以外の目的で利用しないでください。
- ・冷暖房・換気・照明のスイッチは利用者が入れ、使用後は必ずスイッチを切ってください。窓は開けたら必ず閉めてください。
- ・飲食は禁止（密閉できるフタ付の飲み物は可）です。
- ・他の教室で授業をしている場合もありますのでご注意ください。
- ・室内の設備（机、椅子、ボード等）は自由に移動して使うことができますが、部屋からの運び出しは禁止します。
- ・室内の設備を汚損、滅失した場合、同じ物品を弁償してもらいます。
- ・携帯電話、ノートパソコン等利用は原則として下記のとおりです。  
(1284Wireless も利用できます。)

APLAC 学修スペースでは、以下の備品をお使いいただけます。

- ・プロジェクター・スクリーン…東西の壁面を、スクリーンとして使えます。
- ・ホワイトボード（大）…文字や図を書いたり、プロジェクターから映像を投影して使えます。
- ・ホワイトボード（中）…机の上に置き、文字や図を書いて使えます。
- ・ホワイトボード（小）…ノートタイプのホワイトボードです。机の上に置き、文字や図を書いて使えます。シートと本体の間に資料を挟んで文字を書き加えたり、付箋を貼ることもできます。（製品名：NUboard（ヌーボード））
- ・プロジェクター…小型のプロジェクターを用意しました。院生チューターが在室している午後のみ、貸出可能です。
- ・電子黒板…PCを接続し、画面をタッチしながら資料やインターネットを見てディスカッションすることができます。

### (3) 院生チューター

授業期間中は、第1講義棟3階 APLAC 学修スペースにて院生チューターによる学修相談を受付しています。学部生であれば、どなたでも相談可能です。予約も必要ありません。

主なご相談内容

レポートの書き方

Word,Excel,Powerpoint などのアプリケーションを含む、パソコンの利用サポート

学修に関する質問（チューターによって分野が異なります。大学ウェブサイトで時間割を確認してください。）

※聞きたい内容が、どの分野かわからない場合、まずは、いつでもいいのでご来室してください。また、ある教科について聞きたい、というときには教科書と参考文献、ノート等の関係資料をお持ちください。（“答え”を教えるわけではないですが、院生チューターが勉強の“仕方”をサポートします。）

### (4) English Table

週に3回、学修スペースを半分使って、英語だけで自由にコミュニケーションできる時間“English Table”を実施しています。（実施期間：授業期間及び学期末試験期間中のみ。平成27年度の実施については APLAC HP を参照してください。 <http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/aplac/english-table/>

予約や登録は必要ありません。

1年生向けの「英語コミュニケーションスキル」を担当しているネイティブ教員が“English Table”に加わり、みなさんのフリートークをサポートします。もっと会話力を上げたい、英語に興味があるけれど、身近に話す場所がない、日本人と（日本語ではなく）英語でコミュニケーションしたい、英語は苦手だけれど聞いてみたい、留学から戻ったけれど英語を話す機会がない、などどんな方でも参加可能です。

トークで、文字で、ジェスチャーで誰でも身近に国際交流できる機会を是非ご

利用ください。（個別相談では、アカデミック・ライティングの添削も相談できます。）

## (5) イベント

学修カウンセラー、院生チューターの相談、English Table 以外にも不定期にイベントを開催しています。

過去のイベント

- ・先延ばし傾向改善セミナー
- ・今から一橋祭で活かせる！会計の知識
- ・第二外国語強化セミナー（ドイツ語・フランス語・中国語）
- ・1時間でわかる！英論文の読み方
- ・卒論相談会
- ・スポーツラウンジ 2020年夏季オリンピック・パラリンピック東京開催を考える
- ・情報整理能力を付ける！
- ・判例を読んでみよう



## 【11】 ハラスメント相談

ハラスメントとは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。本学は、全ての学生と教職員等の人権が尊重され、ハラスメントを受けることなく、本学において修学・教育・研究し、就労することができる環境を享受できるよう努めます。万一かかる事態が生じた場合には、問題解決のため必要な措置をとります。

本学は、被害を受けたと感じた全ての学生や教職員等のための相談窓口としてハラスメント相談室を設置しています。

ハラスメントの訴えがあれば、ハラスメント相談室を通じて、説諭、調停、措置の申立てなど、問題解決のための適切な対応をします。もちろんその際には、関係者のプライバシーを尊重し秘密を厳守します。

---

---

### ハラスメントとは

---

---

何気ない言動のつもりでも、相手が嫌がることや怖がることを繰り返し行うならば、それはハラスメントとなります。

- 携帯などに執拗に何度も電話をしたりメールを送信し、断ってもやめない。
- 恋愛経験や性体験、交際相手の有無などについて、しつこく質問を繰り返し、不快感を与える。
- 教員や上級生などが、自分の優位な立場を利用して逆らいにくい立場にある学生に修学上の不利益を与える。
- 相手をはっきりと拒否しなかったから合意に基づく行為だという理屈は通用しません。

---

---

### ハラスメントを起こさないために

---

---

お互いに対等な人間であることを認識し、常に相手の人格を尊重するとともに、

相手の立場に立って行動することは、社会生活の最も基本的なルールです。相手を力関係で支配し、精神的に圧迫したり、身体的に傷つけたりするようなことは絶対にしてはなりません。

行為者本人が意識していない場合でも、たとえそれが、冗談や親しみのつもりであっても、相手にハラスメントだと受け止められることがあります。また、あなたの行為を、ある人はハラスメントと受け止めなくても、他の人はハラスメントと受け取ることがあります。このようなことは、社会的・文化的・宗教的な違いによるだけでなく、育った環境や性別や年齢などの違いによっても起こります。ここに、ハラスメントの特徴があります。

ハラスメントは個人対個人で起こるとは限りません。サークルやゼミなどで、先輩やOBなどの集団が新生生らに彼らが望まない行為を無理強いしたり、考え方を押し付けることでも起こります。

このように、私たちは誰でもハラスメントの被害者になる可能性があると同時に、誰でもハラスメントの加害者となる可能性があることにも注意しなければなりません。

もし相手の人があなたに「不快だ」という意思表示をしたときは、自分勝手な解釈をせず、相手の意思表示を素直に受け入れ、誠実に対応することが大切です。

---

---

## ハラスメントを受けたと感じたら

---

---

あなたがハラスメントを受けたと感じたら、一人で悩まずに、ハラスメント相談室を訪れて専門相談員に話をしましょう。

相手の言動や行為に、あなたが「不快だ」「怖い」と感じたらそれはハラスメントなのです。ハラスメントを受けた人は、自分にも落ち度があったのではないか、自分の感じ方が神経質過ぎるのではないか、あるいは、もっと早く「ノー」と言えなかった自分が悪いのではないかと考えてしまいがちですが、そうではありません。

あなたがハラスメントを受けたと感じたときは、その日時・場所・内容・他の

人がいたかどうかなどについて、詳しく記録しておくことが大切です。メールなども大切な証拠になりますから、できるだけ保存しておきましょう。証言を頼める人がいるときには、後で協力してもらうこともできます。

---

---

### すぐハラスメント相談室へ行きましょう

---

---

ハラスメント相談室には、ハラスメントについて相談に応じる専門相談員がいます。相談室は、あなたの話を聞き、気持ちの整理をお手伝いし、あなたにとって一番良い解決方法を一緒に探していくところです。

また、対応手続きをとる場合、書面を作成する過程で、あなたの気持ちが書類に十分反映できるように相談に応じる場所でもあります。

相談の受付は来室のほか、E-mailや電話、手紙等あなたが最も利用しやすい方法で相談員に連絡してください。もし一人で行きにくいときは、誰かに頼んで一緒に行ってもらいましょう。

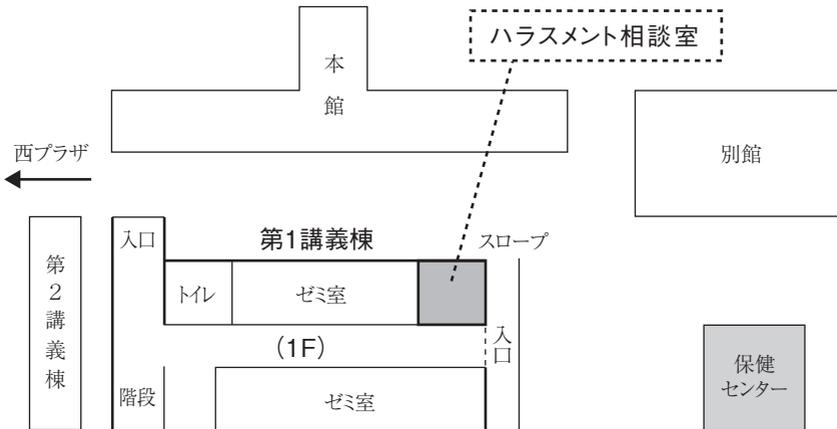
#### (専門相談員連絡先)

E-mail : harassment.g@dm.hit-u.ac.jp

電話 /FAX 042-580-8148

## ハラスメント相談室

〈西キャンパス 第1講義棟1階（東側）〉



## ハラスメント等相談窓口（学外）

### □公共機関

東京労働局雇用均等室	TEL : 03-3512-1611
東京都女性相談センター	TEL : 03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	TEL : 042-522-4232
小平市「女性相談室」	TEL : 042-345-2415
国分寺市立男女平等推進センター	TEL : 042-573-4378
東京ウイメンズプラザ相談室（女性）	TEL : 03-5467-2455
〃（男性）	TEL : 03-3400-5313

## 【12】 課外活動

※屋内・屋外を問わず音の出る行為には、音響のガイドラインにそって、細心の注意を払ってトラブルにならない活動に留意してください（p 134～参照）。

### 1. 課外活動団体等の届出について

#### (1) 課外活動団体届・誓約書

新規・継続に関わらず毎年提出する必要があります。提出がない場合、正規の課外活動団体として認められません。

毎年5月の所定日までに、部員名簿と部の規約を添付のうえ学生支援課学生生活係に提出してください。他大学の学生が部員にいる場合、その学生の氏名・大学名・学部名・学科名も記載してください。

また、役員等に交代があった場合も、その都度書類を提出する必要があります。

#### (2) 合宿届

学内・学外を問わず合宿を行う際には、参加者名簿とともに学生支援課学生生活係に提出する必要があります。他大学の学生も参加する場合、その学生の氏名・大学名・学部名・学科名も記載してください。登山は別途山行計画書を提出してください。また、バス等の車両入構がある場合、事前に入構申請が必要です。

#### (3) 行事開催願

学内で各種大会・リーグ戦・他大学との対抗試合等、及び飲酒を伴う行事を開催する際には、行事開催の1ヶ月前までに学生支援課学生生活係に提出し、学生委員会での承認を得る必要があります。

これらの届出がされていないと、大学からの緊急時の対応が困難となるだ

けでなく、事故が発生した場合「学生教育研究災害傷害保険」の適用が受けられなくなることがありますので、必ず学生支援課学生生活係に提出してください。

#### ◆課外活動中の留意事項

- (1) 体力的・精神的に疲労状態にあるときは、集中力が欠け思わぬ事故等を引き起こすこともあります。リーダーは、積極的に部員に声をかけ休ませるなど、部員の健康状態には、常に気を配ってください。(体調の悪い部員に無理をさせてはいけません。)
- (2) 経験の浅い部員の練習には、細心の注意を払ってください。(本学の場合、全く初心者という新入部員も多いと思われます。)
- (3) 天候状況により危険が伴う可能性がある場合は、気象情報を事前に十分収集し、危険と思われる際には活動の中止をする等の勇気を持ってください。(海・山・川関係の団体)
- (4) 熱中症(屋内、屋外両方で発生します)対策を十分行ってください。
- (5) 事故が起きたときは、速やかに学生支援課に連絡をしてください。

また、事故等により救急車を要請した場合は、早急に学生支援課及び守衛所にも連絡する必要があります。構内の場合は、守衛所から現場まで救急車を誘導してください。

事故報告書についても、速やかに学生支援課に提出してください。

## 2. 施設の使用

### (1) 施設の使用申請手続

教室、合宿所、体育館、運動場、兼松講堂等を使用する場合には、所定の用紙により事前に学生支援課学生生活係に申請をしてください。なお、年末年始等の休業期間中は使用できません。

- ① 国立キャンパス・小平国際キャンパスとも、合宿所、体育館、福利厚生施設(音楽鑑賞室、中集会室、和室、音楽練習室)については使用する1ヶ

月前の平日初日から受け付けます。(例：8月の申し込みは7月の平日初日から受付)

- ② 教室・兼松講堂(※1)の予約は1ヶ月毎に抽選で行います。使用月の前月の所定日に、学生支援課にて予約をする順番を決めるための順序票をひきます。順序票で指定された日時に、予約を受け付けます(※2)

教室については、1回の抽選につき4部屋の予約ができます(最大3回12部屋予約可能)。ただし、平等性の確保のため同一日につき1部屋としますが、要望書の提出で複数予約が可能な場合もあります。兼松講堂については、1回の抽選につき1回の予約ができます(最大3回予約可能)。

なお、大学全体の行事(一橋祭等)で、優先的に教室を使用する場合は、別途要望書を添付の上、申し込みをしてください。また、外部団体主催の行事、学会等のため教室等を利用する場合は、本方式によらず別途財務課に申し込みをする必要があります。(利用料金が発生します)。

※1 学外者を含め不特定多数が参加する企画については、6ヶ月前を受付開始日とし、行事開催日の1ヶ月以上前までに施設使用願・誓約書、行事開催願及び企画書を提出してください。学生委員会で審議の上、許可・不許可を連絡します。

※2 抽選予約期間後に空いている部屋については、どなたでも予約することができます。なお、予約した教室に授業が入る場合がありますので、予めご了承ください。

- ③ 体育館については、体育会総務に連絡し、調整をした上で、施設使用願を提出してください。
- ④ 4月1日からの教室の使用申請については、授業の日程が決まり次第大学ウェブサイト等に掲示します。
- ⑤ 土・日・祝日に利用を希望する場合は、その週の金曜日(休日を除く)までに申請してください。

## (2) 施設使用上の注意

- ① 各種規則及び使用の心得（p 123～参照）を必ず守ってください。
- ② 兼松講堂や部室などの施設を使用する場合、極力節電してください。

## (3) 部室の使用についての注意事項

部室を使用するに当たっては、次の事項を徹底してください。

- ① 団体責任者は、火気取扱責任者となっているので、常に火の元の点検をしてください。
- ② 部員は、消火器具の位置の確認及び使用方法について熟知してください。本学では、消防訓練を年1回実施していますので、積極的に参加してください。
- ③ 戸締まりを徹底して、不審者が容易に入り込めないよう用心してください。また、部室内に貴重品を置いてはいけません。最近、盗難が多発していますので、部員に周知してください。また、不審者を見かけた時は、西守衛所（042-580-8018）に連絡してください。
- ④ 部室の鍵を替える際は、事前に学生支援課に申請する必要がありますので注意してください。また、火災報知器の点検及び緊急時のために、鍵番号も知らせてください。
- ⑤ 部室内及び周辺の整理整頓を徹底し、ゴミは分類し決められた場所に出してください。
- ⑥ 大学の教育施設内（学生会館、部室を含め）は、禁酒・禁煙です。

## (4) 合宿所の暖房器の使用について

- ① 使用期間は、原則として12月1日から翌年3月31日までとします。
- ② 使用申請は、合宿所の使用申請と同時に受け付けます。
- ③ 必ずガスメーターの使用前と使用後の数値をガス暖房使用簿に記入のうえ、学生支援課まで届け出てください。
- ④ ガス使用料は、使用団体負担となりますので、学生支援課からの請求に

基づいて速やかに支払ってください。

#### (5) キャンパス正門付近の掲示について

キャンパスの景観及び通行上の安全を確保することを目的として、大学正門付近に掲示物を許可なく掲示することを禁止しております。

なお、大学の許可を得て開催する行事の案内等の掲示については、当日に限り認めることとしております。

また、行事開催日以外で、大学が必要と認める場合は、掲示期間を定めた上で掲示物の掲示を許可することがありますので、学生支援課学生生活係まで申請をしてください。

大学ウェブサイト（キャンパス正門付近の掲示について）

<http://www.hit-u.ac.jp/students/info/2014/0630.html>

### 3. 物品の貸出

学生支援課では各種機器、スポーツ用具等の物品の貸出を行っています。使用希望者は学生支援課学生生活係に申請してください。

現在貸出可能な物品は次のとおりです。

ハンドマイク、スポットライト、ワイヤレスアンプ、ビデオカメラ、プロジェクター、ソフトボール用具、バドミントン用具、テニス用具、その他

### 4. プリントセンター・東プラザ印刷室の使用

#### (1) プリントセンター

西キャンパス本館の隣の建物に設けられており、複写機、印刷機、紙折機、裁断機、多穴パンチ等が設置されています。

- ① 使用時間：原則として、月曜日～金曜日 9：30～16：30
- ② 使用に関しては、担当者の指示に従って各自で行ってください。
- ③ 有料複写については、生協が管理・運用していますので、コピーカードは生協で購入してください。

- ④ 印刷機使用に際しては、備付使用簿に所要事項を記入し使用してください。なお、印刷用紙は各自用意してください。
- ⑤ 無料複写の「タダコピー」については、専用の用紙以外は使用しないでください。

## (2) 東プラザ印刷室

東プラザ内に設けられており、複写機、印刷機、紙折機、裁断機が設置されています。

- ① 使用時間：東プラザ内ショップの営業時間内
- ② 機器の使用については、注意事項を熟読し、その指示に従ってください。
- ③ 機器に異常があったら直ちに使用を中断し、学生支援課に連絡してください。
- ④ 使用后、室内、機器を清掃し、原状に復してください。

## 5. 学生用ロッカー・スペース（1・2年生用）

語学の講義に必要な辞書等や体育の講義に必要な衣類等の保管に利用できるように、1・2年生対象のロッカー・スペースを設置しています。

### (1) 配分方法

- ① 東1号館に設置している学生用ロッカー・スペースの割り当ては一人一個で、毎年入れ替えます。
- ② 使用希望者は、学生支援課窓口に備付けの「ロッカー一覧表」により使用可能なロッカー・スペースを確認し申し込んでください。
- ③ ロッカー・スペースは全部で約1,500個です。原則として使用は1・2年生のみで申し込み順です。

### (2) 使用期間

ロッカー・スペースの使用期間は、新年度の所定日から翌年2月の学年末

試験終了の日までです。

### (3) 施錠について

- ① ロッカー・スペースの施錠は使用する学生の任意ですが、防犯上、施錠を勧めます。
- ② 使用中の盗難等の事故に基づく責任は、全て使用者となります。

### (4) 使用要領

- ① ロッカー・スペースを明け渡す際には、次の使用者に迷惑をかけないように必ず内部を清掃してください。
- ② 使用期間を過ぎて、なお明け渡し未了のロッカー・スペースについては、施錠されている場合、学生支援課において解錠します。また、ロッカー・スペース（ロッカー内・上を含む）に放置されている物品については処分します。
- ③ ロッカー・スペースに関連した事故があった場合（例えば鍵をなくしロッカーを開けられなくなった場合等）は、学生支援課まで申し出てください。また、無断使用は判明次第、撤去します。

## 6. 如水スポーツプラザについて

小平国際キャンパスに、一橋大学如水スポーツプラザが設けられており、本学の学生であれば誰でも利用が可能です。プラザにはアスレチックジム・スタジオ・アリーナ（A・B）もありますので、積極的にご利用ください。

### (1) 可能な運動種目

アリーナA
バスケットボール(1面)、バレーボール(1面)、バドミントン(3面)、卓球(8台)、その他 <sup>*1</sup>
アリーナB
フットサル(1面) <sup>*2</sup>

※1 学生支援課までお問い合わせください。

※2 フットサルはアリーナBのみ

## (2) 利用料

利用形態	利用期間	利用料
個人利用	6 箇月 4月1日から同年9月30日まで (夏学期) 10月1日から翌年3月31日まで (冬学期))	7,700 円
	1 箇月 (月の初日から当該月の末日まで)	2,600 円
	1 日	500 円
団体によるアリーナの 専有的利用	1 時間	全面利用 アリーナ A 3,800 円 アリーナ B 2,800 円
		半面利用 アリーナ A 2,600 円
団体によるスタジオの 専有的利用	1 時間	1,000 円

## (3) 申請受付時間・場所

	個人利用	団体専有利用
受付場所	如水スポーツプラザ (小平 キャンパス) 【支払い】自動発券機 【申請】窓口	学生支援課学生生活係(国立キャン パス) ※料金はお釣りのないように用 意してください
問い合わせ先	042-345-2400	042-580-8140
受付日・時間	下記(4)参照	月～金 <sup>(※)</sup> 学生支援課業務時間

※ 休日を除く

#### (4) 開館時間 (※ 年末年始を除く)

Time available	午前 (AM)	午後 (PM)
月 (Mon)	7:00 ~ 10:00	18:00 ~ 22:00
火 (Tue)	7:00 ~ 10:00	18:00 ~ 22:00
水 (Wed)	<del>7:00 ~ 10:00</del>	15:00 ~ 22:00
木 (Thu)	7:00 ~ 10:00	18:00 ~ 22:00
金 (Fri)	7:00 ~ 10:00	18:00 ~ 22:00
土 (Sat)	<del>7:00 ~ 10:00</del>	12:00 ~ 19:00
日 (Sun)	<del>7:00 ~ 10:00</del>	12:00 ~ 19:00
祝日 (Hol)	<del>7:00 ~ 10:00</del>	12:00 ~ 19:00

※ 他にも、臨時に休館する場合、または開館時間を変更する場合があります。  
【注意】土足厳禁。終了15分前には運動を終えて、終了時刻には退館できるようにしてください。

#### 7. 学生が注意すべきこと！ (学生への注意喚起「学生は自衛を！」、 「偽装勧誘・ダミーサークルに注意！」参照)

- ・課外活動中の盗難に注意すること！
- ・期限が過ぎた立て看板やビラは速やかに撤去すること！
- ・自転車のルール、マナーに注意 (近隣住民に配慮) すること！
- ・騒音に注意 (近隣住民等に配慮) すること！
- ・サークルやゼミ等を装ったカルト宗教団体の勧誘活動に注意すること！

学内でカルト宗教団体の勧誘を見つけた、勧誘活動に合い困った、自分がかかわっている団体がおかしいと感じた時は、学生支援課又は学生相談室へ相談にきてください。

# 学生は自衛を！

## 甘い勧誘！自分だけは 大丈夫と思わないで！

起業支援のサークルに加入したところ、授業に出席することはないと言われ、外部団体の研修参加等の名目で多額の金銭を支払うことになるトラブルが多発しています。学業と相いれないこのような活動に、友人知人が深くはまっていますか？互いに注意し合しましょう。勧誘されたら、あなたは慎重な行動を！困ったときには学生相談室(042-580-8147)にいつでも相談に来てください。



## コソ泥多発！ 警備や見回りだけでは 防ぎきれない！

サークル部室、マーキュリータワー、小平国際学生宿舎等で盗難が多発しています(財布・現金・学生証・カード類・パソコン等)。教室・研究室・部室等への貴重品の置きっ放しは、たいへん危険です。

- ・所持品は自分で守ろう！
- ・隙を見せないで！
- ・貴重品から目を離さないで！
- ・施錠の確認は毎回自分で！

## 私が加害者!?

## 自転車事故はあとが大変！



学内で自転車がない！と思ったことはありませんか？最近、本学学生の自転車マナーの悪さと危険が目立っています。横断歩道で怖い思いをした市民からも苦情が相次いでいます。いちど傷害事故を起こしたら、補償等であとが大変です。自転車利用者は、まず自衛のための安全策を！余裕とマナー向上で、事故防止を！

## 学内には禁酒原則がある！ 処罰も厳しい！

「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」は、学内での許可なき飲酒を全面禁止しています(『学生生活の手引き』参照)。この原則は、学内での2008年の痛ましい事故を教訓に定められました。違反した学生には、学則に基づく重い処分が科されます。規則を守り、自分と友人の将来を大切にしてください。



2015.4.1

学生担当副学長

042-580-8116 (学生支援課)

## 偽装勧誘・ダミーサークルに注意！

### 大学生を狙っているカルト宗教団体の存在をご存知ですか？

#### ※ カルトとは

特定の教祖や教義を熱狂的に信じる小集団。その代表者や主義主張に服従させるべく、メンバー等の思考能力を停止・減退させつつ、悪徳・違法行為を繰り返して行う場合が多い。

### サークルやゼミ等を装ったカルト宗教団体の勧誘活動

表面上は勉強・自己研鑽・国際交流・ボランティア・スポーツ・就職活動といった通常のサークルにもありそうな活動をしていて、メンバーもまじめで良い人に見える団体が、実はカルト宗教団体等の偽装組織（ダミーサークル）である場合があります。

こうした団体は実態を隠し「友人関係」「信頼関係」を築きながら（団体から脱退するのが難しい雰囲気をつくりながら）、勧誘した学生を熱中させてゆきます。関係が深まると少しずつ実態を明かすようになります（勧誘した学生をいきなり教会に連れて行く団体もあります）。

### 入学式前の新入生を狙った勧誘活動

入学式前の新入生を狙った勧誘活動が活発化しています。Mixiなどのソーシャルメディアで知らない人からサークルや勉強会の勧誘を受けた場合はまずあやしいと思って下さい。また、地方から大学の寮に入寮した、大学の近くに引っ越してきた新入生を狙って、**入学式前にキャンパス内、外（国立駅、大学通り東西正門前付近の道路等）で勧誘活動が行われることが予想されます。**新入生の寮、アパートの部屋をつきとめて訪問勧誘するという事例もあります。知らない団体から勧誘を受けた場合は、入学前でも学務部学生支援課に相談に来て下さい。

### 4月初旬のオリエンテーション期間は活動が活発

キャンパス敷地内、大学通り東西正門前付近の道路でダミーサークルが活発に勧誘活動を行われることが予想されますので特に注意してください。また、これらの団体に入信した学生が一般的なサークルを装った学生団体を結成し、キャンパス内で活動していることもあります。

カルト宗教団体等の偽装組織は、年間を通してキャンパス内外で勧誘活動を行っています。キャンパス内（食堂や生協前など）や大学通り東西正門前付近の道路でアンケートや勉強会・イベント・ボランティアへの誘い等を名目に声をかけてくる人物には注意し、**決して個人情報を知らせないようにして下さい。**

サークルに不自然な点がないか要注意！たとえば・・・

- ・校外に活動拠点があり、メンバーが共同生活をしている。

活動費が豊富にあるようだが出処が不明。

- ・サークルの目的がわかりにくい。

参加者によって活動内容が変わる。

何か他に別の目的があるようだ。

- ・名簿を公開していない。

正体がばれたときに信者が明らかにならないよう名簿を公にしたがらない。

- ・普通のサークルではあまりないような規則(禁止事項)がある。

「友人や家族には話さないように」と言われた。

成年であっても飲酒禁止。

## マインドコントロールされると、

### すべてを団体のために捧げることに・・・

カルト団体の多くはマインドコントロールの手法を、勧誘してから入信させるまで何ステップにもわたってマニュアル化しています。マインドコントロールが進んだところで正体を明かし入信させます。

入信後は団体のいいなりになって家庭や学校から離れ、人生のすべてを団体に捧げることになってゆくのですね。

自分がかかわっている団体について少しでもおかしいと感じたら  
学務部学生支援課・学生支援センター学生相談室に相談に来て下さい。

一橋大学 学務部 学生支援課

## 【13】 学生意見箱

### (1) 設置の趣旨

自分たちの一橋大学を少しでも良くするため、学生が「意見や気付いたこと」等をこの箱を介して提案することにより、具体的な改善方法を見つけ出し、その実現につなげていくための取組です。

### (2) 学生の皆さんに求める意見の例は、次のようなものです。

- 建設的で具体的な意見や提案
- キャンパス内外で気付いたこと
- 「良いと思ったこと」でさらに広めてもらいたいこと
- 大学や教職員に言いたいこと
- 学生（個人・グループ等）から学生に言いたいこと
- 事柄の大・小に拘わらず、一橋大学を少しでも良くするための意見

### (3) 意見の提出方法やその取扱いは次のとおりです。

- 意見等は記名の上、提出してください（様式は任意です。）。

また、意見の内容によってはそれを正確に理解する必要がありますので連絡方法も記入してください。

- 寄せられた意見等は、氏名も含め原則として公表します。

ただし、意見そのもの、あるいは氏名の公表を望まない旨の断り書きのあるものや、特定の相手に対する誹謗・中傷等公表することが適当でないと思われるものについては、公表しません。

- 学生意見箱に寄せられた意見等は、毎月1日及び15日（当日が休日等の場合は、その次の平日）に回収し、副学長（教育・学生担当）が対応しますが、内容によっては関係部局又は関係委員会へ回付します。
- 寄せられた意見等を、この箱の設置の趣旨の実現以外のことに使用するこ

とはありません。また、プライバシーに関することについては、十分留意します。

#### (4) その他

- この箱の設置の趣旨が生かされないような意見等が著しく多い場合は、これを廃止することもあります。
- 東・西キャンパス及び千代田キャンパスにそれぞれ一カ所設置しています。

#### 設置場所

東キャンパス	東1号館1階学生ホール
西キャンパス	本館1階南入口学生支援課横
千代田キャンパス	6階学生ラウンジ

## 【14】学外研修施設（相模湖合宿所）

学生、教職員の体位向上、心身鍛練、ゼミ・サークルの合宿等を目的とした厚生施設として、相模湖合宿所があり、原則年末年始（12月29日～1月3日）、大学一斉休業日（8月の所定日）、管理人休業日を除き常時開寮しています。

ゼミ合宿、サークル活動等で利用を希望する者は、利用希望日の7日前までに学生支援課窓口にて申込み手続を行ってください。詳細は「一橋大学学外研修施設使用規則」（p 129～）を参照してください。

相模湖合宿所は、神奈川県相模原市緑区小淵にあり、約40名の宿泊設備をもっています。この施設は、平成25年4月に、1階を全面リニューアルし、オープンいたしました。新たに女性専用の浴室を設け、食堂やトイレもきれいになりアメニティの向上を図りました。

国立駅から1時間弱ですので、ゼミ合宿や勉強会、サークルの合宿、友人との小旅行やハイキング等の拠点として、積極的に活用してください。

1階においてインターネットが利用できるようになりました。

### ① 所在地

〒252-0184 神奈川県相模原市緑区小淵 2199

TEL：042-687-2216

### ② 交通経路

JR 中央線藤野駅下車徒歩約15分。

③ 経費（税込）

利用料金	一泊 2,500 円（朝、夕食付）
内 訳	朝食：450 円、夕食 900 円、運営費 1,150 円

※ 昼食（500 円）の利用も可。

※ なお、東京医科歯科大学及び東京外国語大学が保有する以下の施設も本学学生が使用することができます。

詳細を知りたい方・使用希望者は、本学の学生支援課にご相談ください。

大学名	東京医科歯科大学	東京外国語大学
保有施設	・ 館山大賀寮	・ 田沢湖高原研修施設



## 【15】大学等共同利用施設

### (1) 山中共同研修所

山中共同研修所は関東甲信越地区（東京地区を含む。）国立大学法人等の学生及び教職員の研修のための共同利用施設として設置され、筑波大学が管理を行っています。山中湖畔に位置し、真夏でも涼しく四季折々の豊かな自然の中、サイクリングやハイキングを楽しむことができます。研修室・グラウンドが整備されており、セミナーやクラブの合宿にも適しています。

#### ① 所在地

〒 401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野 479

TEL：0555-62-0309

#### ② 交通案内

- ・新宿から平野行き中央高速バス（2時間 20分）で撫岳荘前下車徒歩7分。
- ・富士急行線富士山駅（旧 富士吉田駅）下車、平野行きバス（25分）で慶応山荘前下車徒歩5分。

#### ③ 施設案内

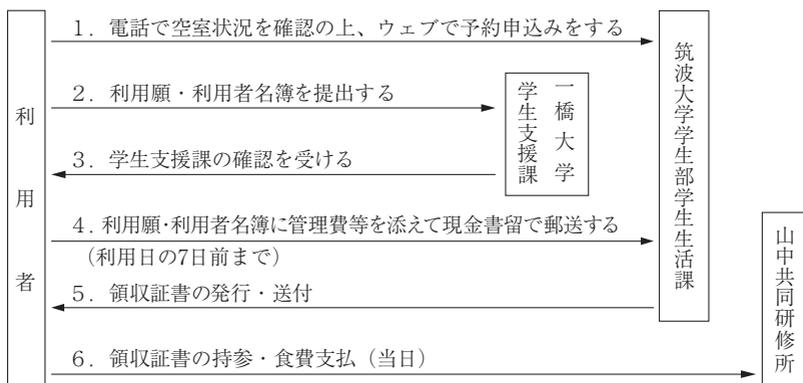
宿泊室のほかにセミナー室、食堂、談話室、グラウンド等があります。セミナー室にはプロジェクター、スクリーンも完備しています。ピアノ、囲碁、将棋、卓球用具、ソフトボール用具、自転車の利用もできます。利用申込時に予約してください。

④ 費用

使用料（1泊1人）	食費（1食）		
2,000 円	朝食	昼食	夕食
	500 円	700 円	900 円

※ 食費は研修所での精算となります。

⑤ 利用手続



※申込みは利用開始日の2ヶ月前から5日前までです。ただし、夏期（7月～8月）の利用受付については、利用開始日の4ヶ月前から5日前までです。

※利用予約並びに利用願等のダウンロードは、筑波大学ウェブサイトから行えます。

⑥ 休所日

水曜日、木曜日、祝日

⑦ 問合せ先

国立大学法人筑波大学 学生部学生生活課学生支援

TEL : 029-853-2250 FAX : 029-853-6015

URL : <http://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/hostel/s-yamanaka.html>

(2) 草津セミナーハウス

草津セミナーハウスは関東甲信越地区（東京地区を含む。）国立大学法人等の学生及び教職員の研修のための共同利用施設として設置され、群馬大学が管理を行っています。恵まれた自然環境の中で対話や学習を重ねながら、豊かな人間性を育てる場として利用されています。セミナー、クラブの合宿や卒業論文等の発表・討論会等の種々の行事・会合等の利用に適しており、また、志賀高原、白根山等も近く、ハイキングやスキーにも便利です。

なお、当該ハウスがある群馬県草津町は、全国有数の温泉街であり、当該ハウスもこの温泉水を引き入れている温泉風呂を有しています。

① 所在地

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根 737

TEL : 0279-88-2212

② 交通案内

- ・ JR 吾妻線長野原草津口駅下車、JR 草津温泉行きバス（25分）で草津温泉バスターミナル下車徒歩 20分
- ・ JR 長野新幹線軽井沢駅下車、草軽交通バス（78分）で草津温泉バスターミナル下車徒歩 20分
- ・ 新宿駅新南口から直行便の高速バス（220分）で草津温泉バスターミナル下車徒歩 20分

※草津温泉バスターミナルから草津セミナーハウスまで、循環バス A コー

ス（9分）でテルメテルメ前下車徒歩5分

③ 施設案内

宿泊室のほかに、講師室、和室、研修室、食堂、体育館等があります。

貸出用のスキーセット・スノーボードをはじめ、OHP、スライドプロジェクター等があるので、利用の際はセミナーハウスにお問い合わせください。

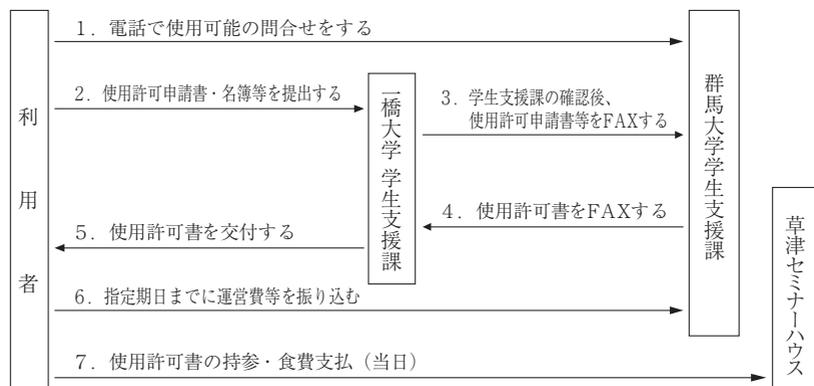
④ 料金（1泊1名につき）

利用期間	運営費		食費		
	関東甲信越地区国立大学の学生・教職員	左記以外の利用者	朝食	昼食	夕食
5月1日～ 9月30日	1,500円	1,900円	480円	520円	1,020円
10月1日～ 4月30日	2,000円	2,400円			

※ 食費はセミナーハウスでの精算となります。

※ 関東甲信越地区国立大学の学生・教職員以外の利用者は、別途施設使用料が必要となります（毎年4月1日に決定）。

⑤ 利用手続



※申込みは利用開始日の4ヶ月前から10日前までです。

※原則として、4人以上の団体で、かつ、研修利用の計画を有しなければなりません。

※予約状況の閲覧並びに使用許可申請書等のダウンロードは、群馬大学ウェブサイトから行えます。

⑥ 休所日

原則として無し（年中無休）

⑦ 問合せ先

国立大学法人群馬大学 学生支援課

TEL：027-220-7145 FAX：027-220-7620

E-mail：kusatsu-sh@jimu.gunma-u.ac.jp

URL：http://www.gunma-u.ac.jp/html\_campus/campuslife\_12.html

(3) 八王子セミナーハウス（大学セミナーハウス）

八王子セミナーハウスは、公益財団法人大学セミナーハウスが運営する、誰でも利用できる宿泊研修施設です。

本学は、このセミナーハウスの協力会員校であるため、会員校の料金で施設を利用でき、研修室1室が無料で利用できます。ゼミ合宿、サークル活動等に活用してください。

① 所在地

〒192-0372 東京都八王子市下柚木1987-1

TEL：042-676-8511

② 交通案内

- ・京王線北野駅下車、南大沢駅行きバス又は由木折返場行きバス（10分）  
で野猿峠下車徒歩5分
- ・京王線南大沢駅下車、北野行きバス又は八王子駅南口行きバス（20分）  
で野猿峠下車徒歩5分
- ・J R 八王子駅下車、南大沢行きバス又は由木折返場行きバス（20分）  
で野猿峠下車徒歩5分

③ 施設案内

90室の宿泊室と10名から200名まで利用できる20のセミナー室があり、インターネット環境が充実しています。セミナー室は24時間利用可能で、バーベキュー広場や運動ができる多目的広場もあります。

④ 料金（1泊1名につき）

宿泊料 室に応じて2,880円～4,110円（協力会員校料金）

食事代	朝食	昼食	夕食	備考
A定食	510円	720円	1,130円	セルフサービス
B定食	1,020円	1,430円	2,260円	テーブルセッティング

⑤ 利用手続

直接セミナーハウスにお問い合わせください。

⑥ 休所日

年末年始

⑦ 問合せ先

八王子セミナーハウス

TEL：042-676-8511 FAX：042-676-1220

URL：<http://www.seminarhouse.or.jp/index.html>

※（1）～（3）の施設の利用案内は、学生支援課窓口にあります。

## 【16】 関連規則・ガイドライン等

### 一橋大学授業料免除及び徴収猶予規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 134 号

(趣旨)

第 1 条 一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 96 条の規定に基づく授業料の免除及び同第 95 条の規定に基づく授業料の徴収猶予については、他に別段の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(免除の対象)

第 2 条 授業料の免除は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 次のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合

イ 授業料の各期ごとの納期前 6 月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

ロ イに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項第 2 号の免除は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料とする。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、本人が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料とする。

(免除の許可)

第 3 条 前条の免除の許可は、本人の申請に基づき、一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

(免除の取扱い及び額)

第4条 授業料の免除の申請及び許可は、年度を2期に分け、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から3月まで)ごとに行うこととし、免除の額は全額又は半額とする。

(免除の申請)

第5条 授業料の免除を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、免除の申請をしなければならない。

- 一 授業料免除願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

2 前項の規定にかかわらず、授業料の免除を受けようとする者が、同一年度内に既に免除の申請を行っており、かつ、申請時において前回の申請時から申請に必要な情報に変更のない場合は、前項第1号及び第5号に掲げる書類のみを提出し、免除の申請を行うことができる。ただし、留年者、修業年限超過者、残留者、仮進学者については、この限りでない。

(徴収猶予の対象)

第6条 授業料の徴収猶予は、次のいずれかに該当する場合について行うことができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- 二 学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難と認められる場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があり、学長が相当と認める事由がある場合

(徴収猶予の取扱い及び期間)

第7条 授業料の徴収猶予は、年度を2期に分け、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から3月まで）ごとに行うこととし、申請及び許可は当該期ごとに行うものとする。

2 授業料の徴収猶予の期間は、適宜定めるものとし、前期分については9月末日、後期分については2月末日を超えないものとする。

(月割分納)

第8条 第6条のいずれかに該当する者で、特別の事情があると認められる場合は、月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び納付期限)

第9条 月割分納の額は、授業料半期分の6分の1に相当する額とする。

2 月割分納の許可を受けた者の授業料の納付期限は、毎月の月末までとする。ただし、当該月に卒業又は修了する場合は当月の15日までとする。

(徴収猶予の申請)

第10条 授業料の徴収猶予を受けようとする者は、指定された期日までに、次の書類を学長に提出し、徴収猶予の申請をしなければならない。

- 一 授業料徴収猶予願
- 二 学資負担者の所得証明書
- 三 学資負担者の死亡の場合は死亡を証明する書類
- 四 風水害等の災害を受けた場合は罹災証明書
- 五 その他本学が指定する証明書等

(徴収猶予の許可)

第11条 徴収猶予の許可は、第3条に準じて行う。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された者が、次のいずれかに該当した場合は、学生委員会の議を経て、学長が許可を取り消す。

- 一 申請の理由が消滅した場合

二 虚偽の申請が明らかになった場合

- 2 前項第2号に該当する場合は、次期の免除申請の対象としないこととする。
- 3 授業料の半額免除の許可を受けた場合及び免除又は徴収猶予が不許可となった場合、並びに第1項の許可の取消を受けた場合は、直ちに該当する額の授業料を納付しなければならない。
- 4 授業料滞納者は、免除又は徴収猶予申請の資格を有しない。ただし、本人の申出を学生委員会が認めたときはこの限りでない。

(死亡等による免除)

第13条 次のいずれかに該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

一 死亡又は行方不明のため除籍された場合

二 授業料未納のため除籍された場合

三 入学料未納のため除籍された場合

- 2 授業料の徴収を猶予されている者が、その願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 一橋大学学生表彰規則

平成 18 年 12 月 6 日

規則第 132 号

(目的)

第 1 条 この規則は、一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 15 条の規定に基づき、一橋大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生等（以下「学生」という。）の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は本学の学生を構成員とする団体（以下「表彰候補者」という。）について行うものとする。

一 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人

二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体

三 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体

四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体

五 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体

六 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体

七 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 本学教職員又は学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる表彰候補者がある場合は、学長に推薦することができる。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、所定の審査機関の議を経て、表彰される者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部教務課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 一橋大学学生表彰細則

平成 18 年 12 月 6 日

規則第 133 号

(目的)

第 1 条 この細則は、一橋大学学生表彰規則（平成 18 年規則第 132 号。以下「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、学生表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第 2 条 規則第 2 条各号に定める表彰の基準に該当する表彰候補者とは、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

## 一 第 1 号関係

学部学生であって、前年度における成績の評価について、次表の計算式により得られた値（卒業予定者にあつては、1 年次から 4 年次まで累積された成績の平均値とする。）が、原則として 3.60 以上の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人

(成績評価算式)

$$(4 \times A \text{取得単位数}) + (3 \times B \text{取得単位数}) + (2 \times C \text{取得単位数}) + (1 \times D \text{取得単位数}) + (0 \times F \text{取得単位数})$$

総履修登録単位数

備考 ・ゼミナール等の 5 段階評価を行わない科目は、計算式に算入しない。  
・教職関連科目で卒業要件に算入しない科目は、計算式に算入しない。  
・「総履修登録単位数」は、「F、-（放棄）」評価の登録単位数を含み、「W」（履修撤回）の単位を含まない。

## 二 第 2 号関係

イ 国際的又は全国的規模の学会等から賞を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体

ロ その他、イに準じた業績等で高い評価を受けた個人又は団体

### 三 第3号関係

- イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）に出場、出演又は出展し、一定の評価を受けた個人又は団体
- ロ 全国的規模の競技会等において、第3位以上の成績を修めた個人又は団体
- ハ 複数の地区が合同で行う競技会等において、優勝した個人又は団体
- ニ 公的機関等から表彰を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体
- ホ 大学行事等で特に貢献のあった個人又は団体
- ヘ 課外活動を通して、大学に対し特に貢献のあった個人又は団体
- ト その他課外活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

### 四 第4号関係

- イ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動において、活動実績が認められ、他の学生の模範となった個人又は団体
- ロ 人命救助、災害救助、犯罪防止等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた個人又は団体
- ハ その他社会活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

### 五 第5号関係

- イ 雑誌「一橋」の一般募集による原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体
- ロ ゼミナール又は講義の担当教員が学生に課した提出レポート、小論文等のうち、その担当教員が雑誌「一橋」に掲載するに値すると判断し、かつ、推薦した原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体

### 六 第6号関係

内藤章記念賞授与内規第2条の規定に該当する個人又は団体

### 七 第7号関係

その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）が認めた個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 前条第1号に規定する表彰候補者の推薦は、各学部、各学年毎に行うものとし、推薦者は、規則第3条の規定にかかわらず、各学部の長とする。

(表彰候補者の推薦順位)

第4条 第2条第1号に規定する表彰候補者の推薦順位は、同号の表に規定する算式により得た値が最も高い者を第1位とし、最高値の者が複数人いる場合は、同算式の分子に用いる単位数の合計値の高い者を第1位とする。

2 前項に定める方法によってもなお第1位の者が複数人いる場合は、それらの者をいずれも第1位として取り扱う。

(表彰候補者推薦書の様式)

第5条 表彰候補者推薦書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(表彰候補者の審査機関)

第6条 規則第4条に規定する所定の審査機関とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 第2条第1号から第4号まで及び第2条第7号関係にあつては、学生委員会
- 二 第2条第5号関係にあつては、全学共通教育専門委員会
- 三 第2条第6号関係にあつては、内藤賞運営協議会

(重複表彰)

第7条 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生が再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(団体表彰の方法)

第8条 規則第5条第1項に規定する表彰の方法において、団体を表彰する場合の表彰状は、その活動に従事した構成員（出場登録選手等）個々に授与することができるものとする。

(表彰内容の発表)

第9条 被表彰者に対し、表彰の内容について、プレゼンテーションを依頼する場合がある。

(表彰状の様式)

第10条 表彰状の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(副賞の内容等)

第11条 規則第5条第2項に定める副賞は、別表のとおりとする。

2 副賞のうち、奨学金の給付方法については、一橋大学学生表彰における奨学金給付要項(平成18年規則第134号)において別に定める。

(公表)

第12条 被表彰者は、掲示及び広報誌掲載等の方法により公表する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

表彰の基準	副賞の内容
第1号関係	<p>①学部2～4年次生の被表彰者個人（国費外国人留学生及び卒業予定者を除く。）に対し、記念品及び月額8万円の奨学金を12ヶ月分授与。ただし、被表彰者が国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給しているとき及び同一学年同一学部から複数人を表彰するときは、給付額の調整を行う。</p> <p>②国費外国人留学生個人に対し、10万円相当の記念品授与</p> <p>③卒業予定者の被表彰者個人に対し、30万円程度の記念品授与</p>
第2号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第3号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第4号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第5号関係	<p>①イに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与</p> <p>②ロに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、1万円程度の記念品授与</p>
第6号関係	別に定める「内藤章記念賞授与内規」による。
第7号関係	準用した表彰基準による副賞の内容

備考 この表における記念品の内容は、その都度、学生委員会が定める。

# 一橋大学学生表彰における奨学金給付要項

平成 18 年 12 月 6 日

規則第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この要項は、一橋大学学生表彰細則（平成 18 年規則第 133 号。以下「細則」という。）第 11 条に定める副賞のうち、奨学金の給付に関し、必要な事項を定める。

(他の奨学制度等との併用)

第 2 条 奨学金は、一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 96 条の規定により授業料を減免されている者並びに一橋大学を原資とする他の奨学金又は国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体若しくは民間奨学団体による給付型若しくは貸与型奨学金を受給している者への給付を妨げない。

(支給額の調整)

第 3 条 奨学金の給付を受ける者（以下「優秀奨学生」という。）が、国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給している場合、当該者に対し給付する奨学金の月額は、10 万円から当該給付型奨学金の受給月額を減じた額を限度とするものとする。

2 優秀奨学生が 12 人を超えた場合の奨学金給付月額、下表のとおりとする。

奨学金受給者の総数	奨学金給付額（月額）
13 人	75,000 円
14 人	70,000 円
15 人	65,000 円
16 人	60,000 円
17 人以上	5,000 円に奨学金受給者の総数から 16 を減じた数を乗じた額を、60,000 円から減じた額

(給付方法)

第 4 条 奨学金は、原則として毎月 1 回、口座振込みにより当月分を給付する。

2 奨学金の給付日は、毎月 25 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、

当該各号に定める日を給付日とする。

- 一 25日が日曜日に当たるとき 23日（23日が国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規則第48号）第7条第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、22日）
  - 二 25日が土曜日に当たるとき 24日（24日が休日に当たるときは、23日）
- 3 第1項の規定にかかわらず、4月分の奨学金は、5月分と合算して翌月に給付することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、優秀奨学生が海外留学等の事情により奨学金の全部又は一部の額を一括して受給することを希望するときは、一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議によりその取扱いを決するものとする。（給付の停止及び打ち切り）

第5条 優秀奨学生が次のいずれかに該当するときは、学生委員会は、当該優秀奨学生に対する奨学金の給付の停止又は打ち切りについて協議するものとする。

- 一 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行ったとき。
  - 二 休学したとき。
  - 三 成績が著しく低下する等、優秀奨学生に相応しい学業成果が見られないとき。
- （雑則）

第6条 この要項に定めるもののほか、奨学金給付の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て教育を担当する副学長（理事）が定める。

#### 附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

# 一橋大学障害学生への支援に関する規則

平成 17 年 7 月 6 日

規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）に入学あるいは在学する身体等に障害のある学生（以下「障害学生」という。）に対し、教育及び学生生活における支援を積極的に行うために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められる者をいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の申し出先は、国際教育センター、保健センター、学生支援センター、学務部教務課、学生支援課及び各研究科事務部とする。

(障害学生支援委員会)

第 4 条 障害学生の支援に関する事項を審議するため、障害学生支援委員会を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 申し出に対する支援の必要性に関すること。
- 二 障害学生の支援のための具体的方策に関すること。
- 三 障害学生の教育及び学生生活に係る指導助言及び啓発に関すること。
- 四 障害学生に係る施設整備に関すること。
- 五 関係機関との連絡、調整及び連携に関すること。
- 六 その他障害学生の支援に関し必要な事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する副学長（理事）

- 二 障害学生が所属する部局長
  - 三 学生支援センター教員 3人
  - 四 保健センター教員 1人
  - 五 学生委員会から選出された者 1人
  - 六 障害学生が所属するクラス顧問教員又は指導教員
  - 七 学務部長
  - 八 その他学長が指名する者 若干人
- 4 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
  - 5 委員会に委員長を置くこととし、第3項第1号の委員をもって充てる。
  - 6 委員長は、委員会を主宰する。
  - 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
  - 8 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
  - 9 委員会に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月14日から施行する。

# 一橋大学学生懲戒規則

平成 25 年 3 月 6 日

規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一橋大学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条に規定する学生の懲戒処分について、適正かつ公正な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 懲戒処分は、退学若しくは停学の命令又は訓告により行う。

2 懲戒処分は、その対象となる行為（以下「非違行為」という。）の態様、結果及び影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 懲戒処分は、それを課される学生の今後の更生のため必要な限度に留めなければならない。

(退学)

第 3 条 退学は、一橋大学（以下「本学」という。）の学生としての身分をばく奪する。

(停学)

第 4 条 停学は、無期又は 6 カ月以下の有期とし、本学が特に認めた場合を除き、登学及び本学の学生としての活動（教育課程の履修及び課外活動への参加を含む。）を禁止する。

2 停学中の学生に対しては、更生のため教育プログラムを課すことがある。

(訓告)

第 5 条 訓告は、学生を担当する副学長が、文書又は口頭により注意を与え、更生に至るよう将来を戒める。

(事実確認及び事情聴取)

第 6 条 学生委員会は、非違行為を行ったとされる学生に対し、事実確認及び事

情聴取を行い、その報告書を作成するものとする。

2 非違行為を行ったとされる学生から、事情聴取を受ける際に付添人（当該学生の権利を保護するため、この者を補助する者をいう。以下同じ。）を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。ただし、特に同席を必要とする理由がない限り、付添人は2人以内とする。

3 付添人は、懲戒処分の手続きを不当に妨害してはならない。

（弁明の機会の付与）

第7条 学生委員会は、非違行為を行ったとされる学生に対し、前条第1項に定める報告書の原案を示すとともにその概要を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 非違行為を行ったとされる学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なくこれを欠席し又は文書を提出しなかった場合は、その権利を放棄したものとみなす。

3 非違行為を行ったとされる学生から、弁明の際に付添人を同席させるよう求めがあった場合は、これを認める。ただし、特に同席を必要とする理由がない限り、付添人は2人以内とする。

4 付添人は、懲戒処分の手続きを不当に妨害してはならない。

（学生委員会の審議）

第8条 学生委員会は、第6条第1項に定める報告書及び非違行為を行ったとされる学生の弁明等に基づき、懲戒処分の実施について審議し、学長に対し懲戒処分に関する報告書を提出するものとする。

（自宅待機命令）

第9条 学長は、非違行為を行ったとされる学生に対する懲戒処分の内容が決定するまでの間、当該学生に対し自宅等での待機を命ずることができる。

（懲戒処分の決定）

第10条 学長は、第8条に定める学生委員会の報告書の提出を受けたときは、当該学生の所属する学部又は研究科等の教授会（以下「教授会」という。）及

び教育研究評議会の議を経て、非違行為を行ったとされる学生に対する懲戒処分の内容を決定するものとする。

(通知及び告示)

第 11 条 学長は、学生を懲戒処分したときは、原則として、処分の理由、種類及び期間等について、当該学生に文書で通知するとともに、学内に告示するものとする。

(停学中の指導)

第 12 条 学生委員会は、停学中の学生に対し、当該学生の所属する学部又は研究科等の協力を得て、定期的な面談及び指導を行うものとする。

(停学の解除)

第 13 条 学生委員会は、停学中の学生について、反省の程度及び学習意欲等を総合的に評価し、停学処分の解除が適当であると判断したときは、その報告書を学長に提出できるものとする。

2 学長は、前項の定めによる報告書の提出を受けたときは、教授会及び教育研究評議会の議を経て、その可否を決定するものとする。

(職員の守秘義務)

第 14 条 職員は、国立大学法人一橋大学職員就業規則（平成 16 年規則第 42 号）第 33 条第 1 項、国立大学法人一橋大学契約職員就業規則（平成 16 年規則第 43 号）第 28 条第 1 項及び国立大学法人一橋大学パートタイム職員就業規則（平成 16 年規則第 44 号）第 39 条第 1 項の規定に従い、学生の懲戒処分に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不服申立て)

第 15 条 懲戒処分を受けた学生は、処分の理由に事実誤認があるとき、新事実を発見したとき又はその他の正当な理由があるときは、処分の通知を受け取った日又は処分の告示日の翌日から起算して 60 日以内に、学長に対し文書で不服申立てを行うことができる。

2 学長は、懲戒処分を受けた学生から不服申立てがあったときは、速やかに調

査委員会を設置しなければならない。

3 不服申立ては、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

4 調査委員会については、別に定める。

(自主退学の禁止)

第 16 条 非違行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に自主退学を申し出た場合は、原則としてこれを受理しないものとする。

(事務)

第 17 条 学生の懲戒処分に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

# 一橋大学課外活動団体懲戒規則

平成 25 年 3 月 6 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一橋大学課外活動団体に関する規則（平成 22 年規則第 143 号）第 7 条の規定に基づき、課外活動団体の懲戒処分について適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(一橋大学学生懲戒規則の準用)

第 2 条 課外活動団体の懲戒処分に関する基本的な考え方及び懲戒処分の手続き等については、一橋大学学生懲戒規則（平成 25 年規則第 16 号。以下「学生懲戒規則」という。）第 2 条、第 6 条から第 8 条まで、第 11 条、第 14 条及び第 15 条の規定を準用する。この場合において、各条の規定中「学生」とあるのは「課外活動団体」と、第 4 条の規定中「停学」とあるのは「活動停止」と読み替える。

(懲戒の種類)

第 3 条 懲戒処分は、登録の取消し又は活動停止の命令により行う。

(登録の取消し)

第 4 条 登録の取消しは、本学の課外活動団体としての登録を取消し、その権利をはく奪する。

(活動停止)

第 5 条 活動停止は、無期又は 6 カ月以下の有期とし、本学の課外活動団体としての一切の活動を禁止する。

(懲戒処分の決定)

第 6 条 学長は、学生委員会の報告書の提出を受けたときは、教育研究評議会に諮り、非違行為を行ったとされる課外活動団体に対する懲戒処分の内容を決定するものとする。

(活動停止処分中の指導)

第 7 条 学生委員会は、活動停止処分中の課外活動団体に対し、定期的な面談及

び指導を行うものとする。

(効力の停止処分の解除)

第8条 学生委員会は、活動停止処分中の課外活動団体について、反省の程度及び当該課外活動団体が示す改善計画等を総合的に評価し、処分の解除が適当と判断したときは、その報告書を学長に提出できるものとする。

2 学長は、前項の定めによる報告書の提出を受けたときは、教育研究評議会に諮り、その可否を決定するものとする。

(事務)

第9条 課外活動団体の懲戒に関する事務は、学務部学生支援課が行う。

(その他)

第10条 課外活動団体に所属する学生個人に対する懲戒処分については、学生懲戒規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 一橋大学課外活動団体に関する規則

平成 22 年 5 月 12 日

規則第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）における課外活動団体について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「課外活動団体」とは、本学の学生が主体となり、スポーツ、文化、親睦、その他正規の教育・研究以外の活動を目的として組織された団体であって、本学を活動の本拠とするものをいう。

(登録)

第 3 条 課外活動を行おうとする団体は、原則として 4 月末日までに課外活動団体届（別記様式第 1 号）及び誓約書（別記様式第 2 号）を提出しなければならない。

2 本学は、前項に定める手続を完了した団体を課外活動団体として登録する。

(登録の更新)

第 4 条 前年度に引き続き課外活動を行おうとする団体の登録更新手続は、前条の手続を準用する。

(登録の停止及び取消)

第 5 条 課外活動団体又はその構成員が学則その他本学の諸規則に違反したときは、本学は当該団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すことがある。

(事務)

第 6 条 課外活動団体に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、課外活動団体に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条及び第 4 条関係）

整理番号 \_\_\_\_\_

課外活動団体届 (□新規・継続)																
年 月 日																
副 学 長 殿		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(ふりがな) 責任者氏名</td> <td style="width: 50%;">印</td> </tr> <tr> <td>学籍番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">所属</td> <td>学 部 年</td> </tr> <tr> <td>研究科 M D 年</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">連 絡 先</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> </tr> <tr> <td>携 帯 メール ア ド レ ス</td> </tr> <tr> <td>P C ア ド レ ス</td> </tr> </table>			(ふりがな) 責任者氏名	印	学籍番号		所属	学 部 年	研究科 M D 年	連 絡 先	住 所	電 話 番 号	携 帯 メール ア ド レ ス	P C ア ド レ ス
(ふりがな) 責任者氏名	印															
学籍番号																
所属	学 部 年															
	研究科 M D 年															
連 絡 先	住 所															
	電 話 番 号															
	携 帯 メール ア ド レ ス															
	P C ア ド レ ス															
団体名	(部員名簿を添付してください)															
活動内容																
顧問教員	印 (所属研究科等： ) (研究室内線： )		役員交代 時 期	例年 月 ころ												
役 員	所属	学 年	氏 名	連絡先 (電話番号)												
部員 ・ 会員	学 部	1 年 人	3 年 人	学部計	合 計  人											
		2 年 人	4 年 人	人												
	大学院 MC	人	DC	人		大学院計 人										
	他大学	大学	人	大学 人												
主な活動 場 所			部室(所在 地、建物 名、階数、 部屋番号)	・ なし												
部屋鍵 開錠番号	[ ] ・ 番号なし ・ 施錠なし [火災報知器の点検等緊急時に開室する必要があるので必ず記入してください]															
活動曜日等	<input type="checkbox"/> 月 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 金 時 分～ 時 分													
	<input type="checkbox"/> 火 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 土 時 分～ 時 分													
	<input type="checkbox"/> 水 時 分～ 時 分		<input type="checkbox"/> 日 時 分～ 時 分													
	<input type="checkbox"/> 木 時 分～ 時 分															
◆連絡先は、大学からの連絡、課外活動上の学生間の連絡調整以外には使いません。 なお、学生間の通信上のトラブルについては、大学は、一切責任を負いません。 ○学外者（責任者の連絡先を学外者に知らせてよいですか。該当する方にレを付けてください） <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																

注：顧問教員については、おくことが望ましい。

別記様式第2号（第3条及び第4条関係）

## 誓約書

副学長 殿

（課外活動団体の名称）及びその構成員は、課外活動において、以下の事項を遵守します。

- 1 法令及び本学の規則を遵守すること。
- 2 本学の教育と研究を妨げないこと。
- 3 「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」を守ること。
- 4 ハラスメントに注意し、その防止に努めること。
- 5 安全に配慮し、事故の防止に努めること。
- 6 「一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン」に留意すること。

年 月 日

（課外活動団体の名称）

代表責任者：（氏名）（自署）

印

## 「行事開催」の取扱いに関する申し合わせについて

1 一橋大学の課外活動団体並びに本学学生・本学院生（以下「課外活動団体等」という。）が、本学の課外活動共用施設（部室・道場を含むキャンパス内全域）等を使用して行事を開催する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### 2 対象行事

- (1) 各種大会・リーグ戦、演奏会等で外部から来場者が予定されている行事
- (2) 祝賀会、パーティ、懇親会等で飲酒（OB・OGが参加するものも含む）を伴う行事
- (3) バーベキュー等、火気を使用する行事
- (4) その他副学長が必要と認めた行事

### 3 提出書類

- ・ 2 (1) の行事「行事開催願」、「企画書」、「施設使用願」
- ・ 2 (2) (3) の行事「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」、「施設使用願」
- ・ 2 (4) の行事「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」（必要な場合）、  
「施設使用願」

### 4 施設使用の時間帯

- ・ 教室 平日9時～19時、土日祝祭日 9時～16時30分
- ・ 東プラザ（音楽鑑賞室、中会議室、和室）  
平日9時～20時、土日祝祭日 9時～20時
- ・ 国立施設（兼松講堂を含む。）、小平施設  
平日9時～21時、土日祝祭日 9時～21時
- ・ 体育館 平日8時30分～21時、土日祝祭日8時30分～21時  
（大学の授業休業期間（春季・夏季・冬季）の使用については、土日祝祭日と同時間とし、年末年始ならびに大学が定めた休業期間の使用は認めない。）

### 5 申請方法

- (1) 2 (1) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

申請が1ヶ月を切るものについては受理しない。

(2) 2 (2) (3) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

(3) 2 (4) の行事

課外活動団体等は、「行事開催願」、「企画書」、「誓約書」（必要な場合）、及び「施設使用願」を原則として行事開催の1ヶ月前までに学務部学生支援課に提出すること。

6 行事開催の許可

副学長は、学生委員会の議を経て「行事開催許可書」を交付する。

なお、大学の各種行事（入試・学期末試験期間・オープンキャンパス・ホームカミングデー・学園祭等）開催時及び大学が特に指定した日の開催は一切認めない。

7 その他必要な事項は、学生委員会において別に定める。

附 則

本申し合わせは、平成24年7月18日から適用する。

# 行事開催願

【大学等行事関係・飲酒を伴う行事】

申請日 平成 年 月 日

副 学 長（教育・学生担当）  
学生委員会委員長 殿

団 体 名 : \_\_\_\_\_  
 (※) 責 任 者 氏 名 : \_\_\_\_\_  
 : \_\_\_\_\_  
 学 部 ・ 学 年 : \_\_\_\_\_ 学部 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
 : \_\_\_\_\_ 研究科 <sup>M</sup>/<sub>D</sub> \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_  
 学 籍 番 号 : \_\_\_\_\_  
 電 話 携 帯 番 号 : \_\_\_\_\_

下記のとおり開催したいので申請します。

開催日時	開始	月 日 ( )	午前	時	分	から
	終了	月 日 ( )	午前	時	分	まで
行事名						
開催内容 (詳細に記述)						
開催場所 (施設名)						
(学外で開催の場合の連絡先: _____)						
参加人数						
学内者 _____ 人 (学外者の内訳)						
----- 大学 ----- 人						
学外者 _____ 人 ----- 大学 ----- 人						
その他 ( ) _____ 人						
顧問教員 _____ 印						
備 考						
(企画書は必ず添付すること。)						
(パンフレット等ある場合は添付すること。)						

- (※)欄は必ず自署してください。  
 行事開催にあたっては下記を遵守いたします。  
 1 車両入構する場合、兼松講堂前のタイルの上に車を止めません。  
 2 行事開催後は、速やかに報告書を提出します。  
 3 事故等、緊急事態が起きた場合は速やかに大学に連絡します。

# 一橋大学課外活動共用施設等使用規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）の学生による課外活動共用施設、厚生施設、合宿研修施設、教育施設及びその他の施設（「以下共用施設等」という。）の使用に必要な事項を定めることを目的とする。

(共用施設等の範囲)

第 2 条 この規則で共用施設等とは、別表に掲げるものをいう。

(使用者の範囲)

第 3 条 共用施設等を使用できる者は、本学が一橋大学課外活動団体に関する規則（平成 22 年規則第 143 号。以下、「課外活動団体規則」という。）第 3 条第 2 項により登録した課外活動団体、本学学生並びに学長が指名する理事（副学長）が特に認めた団体及び個人（以下、「課外活動団体等」という。）とする。

(使用の申請手続)

第 4 条 共用施設等の使用を希望する課外活動団体等は、所定の期日までに、所定の使用願及び誓約書を提出し、本学の許可を得なければならない。

2 兼松講堂の使用申請に関する手続きは、一橋大学兼松講堂学生使用内規（平成 16 年規則第 203 号）第 4 条の定めるところによる。

3 課外活動団体規則第 3 条に定める誓約書を提出した課外活動団体については、第 1 項に定める誓約書の提出を要しない。

(鍵の貸与)

第 5 条 課外活動共用施設、厚生施設、合宿研修施設、兼松講堂及び体育館の鍵は、学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）が課外活動団体等に対し使用の都度貸与する。

2 前項により鍵を貸与された課外活動団体等は、使用後は施錠のうえ返還しなければならない。

### 3 教室の鍵は貸与しない。

(使用日時)

第6条 共用施設等を使用することができる日及び時間は本学が許可した日時とする。

(施設の保全義務)

第7条 共用施設等を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 許可された目的に沿った使用をすること。
- 二 転貸をしてはならないこと。
- 三 使用時間を厳守すること。
- 四 火気の取扱いに注意すること。
- 五 施設、設備を損傷し、汚染したり、備え付けの物品を持ち出したりしないこと。
- 六 使用後は清掃し、整理整頓をすること。
- 七 その他使用に際しては、担当職員の指示に従うこと。

(許可の取消し)

第8条 許可を受けた課外活動団体等が、この規則に違反したとき又は一橋大学課外活動団体規則第4条により課外活動団体の登録の効力を停止されたとき若しくは登録を取り消されたときは、本学は当該課外活動団体等に対し使用の許可を停止又は取り消すことがある。

(損害の弁償)

第9条 共用施設等の使用者は、施設・設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、管理運営責任者に報告するとともに、故意又は過失による場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(事務)

第10条 共用施設等に関する事務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共用施設等に関する必要事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

施設区分	施設名	
課外活動共用施設	国立	課外活動共用施設（国立）
		課外活動共用施設別館（国立）
		オムニコート
		空手道場
		弓道場
		硬式テニス場
		硬式テニス部部室
		硬式野球場
		硬式野球部部室
		ゴルフ練習場
		山岳部部室
		柔剣道場
		軟式テニス場
		如意団道場
		バレーボールコート
		ハンドボールコート
		東器具庫（部室）
		フィールドホッケー場
		ボクシング部部室
		ラグビー場
	ラグビー部部室	
	小平	課外活動共用施設（小平）
		課外活動共用施設（別館）（小平）
小平体育館		
小平音楽練習室1、2		

	新音楽練習室 1、2 (小平集会所)
	ミーティング室 (小平集会所)
	更衣室 (男女) (小平集会所)
	柔剣道場 (小平)
	水泳部部室
	プール
	洋弓場
	野球場
	サッカー場
	アメフト場
	如水スポーツプラザ
厚生施設	音楽鑑賞室 (東プラザ)
	中会議室 (東プラザ)
	和室 (東プラザ)
合宿研修施設	合宿所
	小平合宿所
教育施設	教室
	体育館
	グラウンド
その他の施設	兼松講堂

## 一橋大学国立キャンパス体育館使用心得

1. この心得は、一橋大学国立キャンパス体育館（以下「体育館」という。）の使用に関し、その適正かつ円滑な使用を計るため、必要な事項を定めるものとする。
2. 体育館は、正課授業のほか本学学生、教職員がこの心得により使用するものとする。
3. 体育館の使用時間は、午前8時30分から午後9時00分までとする。ただし、特別の許可を受けた場合はこの限りでない。
4. 体育館の使用については、正課授業を優先し、その他の目的で使用する場合は授業に支障のない範囲に限るものとする。
5. （1）正課授業以外の用途に使用する者は、前日までに学生支援課（課外活動担当）窓口で所定の手続きをとること。  
（2）使用手続きは、フロアー、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室それぞれについて行うこと。  
（3）使用者が使用申込書の記載事項を変更する時又は使用を中止するにいたったときは、直ちに学生支援課（課外活動担当）窓口はその旨を届け出ること。
6. シャワー室の使用については、別に定めるところによる。
7. 館内フロアーでの運動種目は、その体育館に基本設備のある室内スポーツを原則とし、その他の目的での使用は学生支援課の許可をうけること。
8. 使用者は、使用申込書に記載した目的以外に使用したり、又は他の者に全部若しくは一部を転貸してはならない。
9. 使用者は守衛所において鍵を受領し、使用終了後、消灯、施錠を確認して鍵を守衛所に返却すること。

10. 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守すること。
  - (1) 床、壁、その他施設器具を破損するおそれのある行為は行わないこと。  
破損・滅失した場合は直ちに学生支援課（課外活動担当）窓口へ申し出ること。
  - (2) 土足厳禁とし、体育館ばきを使用すること。
  - (3) 火気・盗難に注意すること。
11. 使用者は、その使用を終えたときは、必ず清掃・整備をし、使用場所及び使用用具を現状に復すこと。
12. この心得は昭和 54 年 4 月 1 日から実施する。

# 一橋大学学外研修施設使用規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 139 号

(趣旨)

第 1 条 一橋大学相模湖合宿所（以下「学外研修施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 学外研修施設は、体育活動及び文化・研修活動に使用することを目的とする。

(管理運営)

第 3 条 学外研修施設の管理運営責任者は、学長の指名する副学長(理事)とする。  
2 学外研修施設に管理人を置く。

(使用者の範囲)

第 4 条 学外研修施設を利用できる者は、原則として本学の学生及び教職員とする。ただし、管理運営責任者が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用申込み)

第 5 条 学外研修施設の使用を希望する者は、使用希望日の 7 日以前に所定の使用申込書に必要事項を記入のうえ、学務部学生支援課（以下「学生支援課」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

(使用変更の申し出)

第 6 条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で、許可後に申込書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに学生支援課に申し出なければならない。

(許可の取り消し)

第 7 条 本学が使用する必要が生じたとき、又は使用目的に反して使用したとき、若しくは管理運営上支障があると認めたときは、許可の後でも、これを取り消すことがある。

(管理人への連絡)

第8条 使用者は、あらかじめ許可された内容等を管理人に連絡しなければならない。

(許可書の提出)

第9条 使用者は、学外研修施設を利用する際、許可書を管理人に提出しなければならない。

(宿泊定員)

第10条 学外研修施設の宿泊定員は、40名とする。

(経費負担)

第11条 使用者は、別に定める経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者が、故意又は重大な過失により、施設・設備・物品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学外研修施設の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

# 国立大学法人一橋大学ハラスメントの防止等に関する規則

平成 25 年 7 月 29 日

規則第 141 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応等（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学の教職員及び学生等の良好な就学環境及び就労環境を維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は固定的な性的役割の観念に基づく言動であって、他の者を不快にさせ、又は精神的な苦痛若しくは肉体的な苦痛若しくは困惑を与えることをいう。
- 三 アカデミック・ハラスメント 教育上又は研究上の地位を利用して、不適切な言動、指導又は処遇等により他の者の研究意欲又は研究環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛又は困惑を与えることをいう。
- 四 パワー・ハラスメント 職務上の地位又は人間関係などの職場内の優位性を利用して、他の教職員に対し、業務の適正な範囲を超えた言動、指導又は処遇等により精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、又はその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。
- 五 その他のハラスメント 他の者の人格権を侵害するようないじめ又は嫌がらせをいう。

(責務)

第3条 本学は、教職員及び学生等に対し、ハラスメントを防止するための啓発に努める。

(ハラスメント対策委員会)

第4条 本学にハラスメント対策委員会を置く。

2 ハラスメント対策委員会は、第1条に掲げる目的の実現のため必要な事項について審議する。

3 ハラスメント対策委員会について必要な事項は、別に定める。

(ハラスメント相談室)

第5条 本学にハラスメント相談室を置く。

2 ハラスメント相談室は、教職員及び学生等のハラスメントに関する相談に応じる。

3 ハラスメント相談室について必要な事項は、別に定める。

(守秘義務等)

第6条 ハラスメント対策委員会及びハラスメント相談室の業務に携わる者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題に関する対応に当たって、その業務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用したりしてはならず、関係者の名誉やプライバシー保護について、特に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 本学の教職員は、ハラスメントに対する申出、当該申出に係る調査への協力その他ハラスメントに関し正当な申出又は対応をした教職員又は学生等に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。
- 2 国立大学法人一橋大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成 16 年規則第 62 号) 及び国立大学法人一橋大学アカデミック・ハラスメントの防止等に関する規程(平成 19 年規則第 87 号) は、廃止する。

## 一橋大学のキャンパス内における音響のガイドライン

平成 23 年 2 月 14 日

学生委員会承認

大学の第一の存在意義は、全ての教職員・学生等の教育研究活動を推進することにある。教職員や学生等は、授業期間中はもとより土日、祝日あるいは授業休業期間においても、教育研究活動に精力的に取り組んでおり、その実現のためには、常に静謐な環境が学内において保障されていなければならない。

一方で本学は、学生団体の課外活動、KODAIRA 祭、一橋祭を大学教育の一環として認めている。それは、学生が教職員の活動に配慮しつつ、教職員と協調して課外活動を行い、また学外社会とも調和ある連携を広く実践していくことが教育上有意義であると本学が認識するからである。

このような複数の観点に基づき、本学の全ての教職員・学生等が互いの活動を尊重し、共に豊かな成果を得るために、一橋大学（国立西キャンパス・国立東キャンパス・小平国際キャンパス）内の屋外における様々な活動から発生する音響について、学生委員会は下記のガイドラインを定めるものである。

### 記

#### 1. 屋外での演奏活動

- (1) 12 月 29 日から 3 月 31 日までは、原則として許可しない。4 月 1 日から 12 月 28 日までの取扱いは、別に定める。
- (2) 4 月 1 日から 12 月 28 日の期間内であっても、本学の入試及び定期試験等並びに本学が許可した外部機関の主催による各種試験の会場提供等が行われる日には許可しない。
- (3) 課外活動団体は、事前に学生委員会の承認を得た場合にのみ、屋外での演奏活動が許可される。許可を受けた場合であっても、当該団体およびその行事の責任者は、演奏開始から教職員、学生あるいは近隣住民等からの苦情を

受け付ける体制を整え、苦情が寄せられた場合には、自ら適切かつ実効性ある対策を速やかに講ずるものとする。

## 2. 通常の課外活動

課外活動団体は、本ガイドライン前文に記した大学の第一の存在意義を損なうことのないよう十分に配慮する。

## 3. その他

1 及び 2 以外の課外活動においても、本ガイドラインの趣旨に沿って、1 と同様に扱うものとする。

## 一橋大学学生の飲酒に関する基本原則

平成 22 年 1 月 6 日

一 橋 大 学

一橋大学は、個人の自由と尊厳、安全と健康を守る教育研究環境を維持、増進することを目指し、その妨げとなる不適切な飲酒を認めない。一橋大学は、一橋大学学生の飲酒に関して以下の基本原則を定める。

- 原則 1 一橋大学は、未成年の学生の飲酒を認めない。一橋大学学生は、未成年者に対して飲酒を勧め、又は強要してはならない。
- 原則 2 一橋大学学生は、そのキャンパス内においては、原則として飲酒してはならない。学寮については別に定める。
- 原則 3 キャンパス内における一橋大学学生の飲酒は、本学によって承認された学生主催の行事等が行われる場合、本学の許可と提示された条件のもとにおいてのみ許される。
- 原則 4 一橋大学学生は、飲酒の際に互いの人格を尊重し、成人に対しても飲酒を強要してはならない。また、自身の飲酒について責任を持ち、他者に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。
- 原則 5 一橋大学学生が他者と共に飲酒する際、生命・身体に危険が生じた者があった場合には、直ちに救急車を呼んで医療機関に搬送するなど、適切な措置をとらなければならない。
- 原則 6 以上に違反した学生は学則に基づき処分される。

## 「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」の原則3について

原則3 キャンパス内における一橋大学学生の飲酒は、本学によって承認された学生主催の行事等が行われる場合、本学の許可と提示された条件のもとにおいてのみ許される。

この原則3の運用については、平成22年7月21日開催の学生委員会において申し合わせが承認されましたが、今回、申し合わせの内容をより具体的に下記のとおり整理しました。ついては、学生諸君の理解と協力をお願いすると共に、OB・OGの方にも申し合わせの趣旨について周知願います。

### 記

- (1) 上記原則3にいう学生主催の行事等は、一橋祭のことを指す。
- (2) これ以外の行事等で飲酒する場合は、行事主催の課外活動団体顧問教員（専任講師以上）の承認を得た理由書を添えて、学生支援課に届け出るものとする。顧問教員を置いていない課外活動団体が行事を主催する場合は、飲酒を認めない。
- (3) 一橋大学消費生活協同組合（以下「生協」という。）を利用する場合については、生協に誓約書を提出したことをもって、許可したものとして扱う。  
なお、誓約書の写しを学生支援課に提出するものとする。

### 【参考】

○未成年者飲酒禁止法（大正十一年三月三十日法律第二十号）より抜粋

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

2 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スヘシ

○酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和三十六年六月一日法律第百三号）より抜粋

（節度ある飲酒）

第二条 すべて国民は、飲酒を強要する等の悪習を排除し、飲酒についての節度を保つように努めなければならない。

## 一橋大学学生のための学内情報インフラガイドライン

本学では、本学の情報インフラを利用する学生のための「ガイドライン」を定めています。これは、法的あるいは社会的通念から見て問題となる行為を防止し、情報及び情報システムの適正かつ円滑な利用を促進することで、教育や研究の充実を図ることを目的としています。学生のみなさんは、以下の事項を遵守してください。

1. 名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害またはハラスメントに当たる行為は行わない。
2. 公序良俗に反する情報の取得及び情報の発信は行わない。
3. 個人のプライバシー及び肖像権を侵害しない。
4. 著作権、特許権等の知的財産権を侵害しない。
5. 虚偽の情報を提供する行為、詐欺行為、他人を詐称する行為は行わない。
6. 政治活動、宗教活動及び営利を主たる目的とした行為は行わない。
7. 秘密の保全を前提としている情報を漏洩しない。
8. 学生証及び大学の認証ログイン（認証ID）を第三者に譲渡または貸与しない。
9. パスワード及び大学の認証ログイン（認証ID）を第三者に開示しない。
10. 情報システムの円滑な利用及び運用の支障となる行為を行わない。
11. その他法令及び社会的通念に反する行為を行わない。

### その他の注意

最近 SNS、個人のブログ、Twitter 等において、自らの不注意な書き込みにより社会的問題になるケースが多く見受けられます。SNS、個人のブログ、Twitter 等是不特定多数の人が閲覧可能であり、書き込みの表現しだいでは、予想外の誤解を他人に与え、他人や大学に迷惑を及ぼす可能性もあり、さらには違法な行為と判断される場合もありますので、十分注意してください。

## レポート作成上の注意：剽窃を防ぐために

一 橋 大 学

レポート、論文において、他者の文章、論理、アイデア（書籍、ウェブページなどを含む）を、出典を明示せず引用する行為を剽窃行為と呼びます。

他者のアイデアや文章を自身の文章に取り入れる場合は、その出典を明らかにする必要があります。剽窃を避けるために、自身の文章に取り入れた、他者のアイデアや意見、理論、事実等の出典を明示してください。出典を明示せずに、他者の文章を直接使用したり、ウェブページ等インターネットコンテンツ上に掲載されている他者の文章を切り貼り（コピー&ペースト）して用いることは、単語や、「てにをは」を変えても、剽窃に該当します。他者のアイデアを要約して用いる場合（同一趣旨のパラフレーズ）も同様です。意見を要約する場合は、参考となる原典の語句を使わず自身の言葉で、その考え方を要約しなければなりません。

剽窃は出典を明確にすることで防げます。文章やアイデアの原典について明記し、自身の文章のどの部分が引用で、どの部分がオリジナルかを明らかにしましょう。ウェブからの引用の場合には、出典アドレス（ネット上のアドレス：http(s)等）及び引用年月日の表記が必要です。また要約の場合は、単語や、「てにをは」の置き換えでなく、自身の文章として書かれているか、参考とした文章と同じ言い回しがないかを繰り返し確認してください。自分の表現になりきれていない場合は、引用箇所の出典を明記してください。

引用元で「自由利用」を謳っている場合でも、他者の文章を引用する場合は出典を明らかにしてください。出典を明らかにしない引用は剽窃と判断されることがあるので、注意してレポートを作成してください。

## 【17】一橋大学の各種相談窓口

\* 相談内容については秘密厳守（守秘義務）に留意し、個人情報の取扱いについても十分な注意を払っています。

**学生相談室** 場所：西キャンパス第2講義棟1階西側

開室時間：月～金曜日（休日を除く）10：00～17：00

TEL&FAX：042-580-8147

E-mail：imakoko.g@dm.hit-u.ac.jp

URL：http://www.hit-u.ac.jp/soudan/counseling/Toppage.html

○修学関係、学生生活関係、どんなことでも相談できます。

- ・勉強方法、科目履修、ゼミ選択などについて
- ・論文・レポートの書き方について
- ・進級、進学、就職、卒業、将来の進路選択について
- ・指導教員との関係
- ・ハラスメント等について
- ・友人、恋人、家族など対人関係について
- ・自分自身の性格について
- ・事故・トラブル・消費者問題についてなど

**保健センター** 場所：西キャンパス第1講義棟の東隣

開室時間：月～金曜日（休日を除く）8：30～17：00

TEL：042-580-8172 FAX：042-580-8170

E-mail：hokesen@dm.hit-u.ac.jp（相談専用アドレス）

http://www.hit-u.ac.jp/hoken/index.html

○心とからだの健康に関すること

- ・診察、カウンセリングなど
- ・病気やけがに関すること

- ・栄養に関すること
- ・健康診断・健康診断書の発行に関すること
- ・医療機関に関する情報など

**ハラスメント相談室** 場所：西キャンパス第1講義棟1階東側

受付時間：月・水・木曜日（休日を除く）10：00～12：00、13：00～15：00

TEL & FAX：042-580-8148

E-mail：harassment.g@dm.hit-u.ac.jp

<http://www.hit-u.ac.jp/harassment/index.html>

○ハラスメント全般に関すること

**キャリア支援室** 場所：西キャンパス本館1階西南側

開室時間：月～金曜日（休日を除く）10：00～17：00

TEL：042-580-8146 FAX：042-580-8134

E-mail: career-dom@dm.hit-u.ac.jp

[http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career\\_support/top.html](http://www.hit-u.ac.jp/shushoku/career_support/top.html)

<http://sites.google.com/a/r.hit-u.ac.jp/careersupport/>（大学院生向け支援）

○就職・進路に関すること

- ・進路選択や就職についての相談
- ・就職セミナー・ガイダンスの開催、求人など就職情報に関すること
- ・インターンシップに関すること

**障害学生支援室** 場所：西キャンパス第2講義棟1階西側

開室時間：月～金曜日（休日を除く）9：30～17：00

TEL&FAX：042-580-8927

E-mail：stu-ss.g@dm.hit-u.ac.jp

URL： <http://www.hit-u.ac.jp/shien/counseling/shougai/shougaisien.html>

○障害のある学生への支援に関すること

アカデミック・プランニング・センター

<http://www.hit-u.ac.jp/kyomu/aplac/>

① 学修カウンセラー

場所：西キャンパス本館 1 階

受付時間：月～金曜日（休日を除く）9：00～17：00

TEL：042-580-8144

E-mail：aplac.g@dm.hit-u.ac.jp

Facebook ページ：「一橋大学 APLAC」で検索してください。

○大学での学びに関することなら何でも相談できます。グループでの学習会もサポートします。

- ・学ぶ楽しみを見つけない。
- ・効率良く学習したい。
- ・学習する仲間が欲しい。

② 院生チューター

場所：APLAC 学修スペース（第1 講義棟 3 階）

受付時間：授業期間中（祝日授業日含む）12:00～18:00

○院生チューターが、学修相談を受付しています。学部生であれば、どなたでも相談可能です。予約も必要ありません。

主なご相談内容

- レポートの書き方
- Word, Excel, Powerpoint などのアプリケーションを含む、パソコンの利用サポート
- 学修に関する質問

**留学生・海外留学相談室** 場所：東キャンパス国際研究館2階

受付時間：月～金曜日（休日を除く）10：00～13：00、14：00～17：00

TEL&FAX：042-580-8168

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/cge/advising/index.html>

○留学生に関すること

- ・留学生の修学、生活、心理に関すること
- ・チューター制度などについて

○日本人学生の留学に関すること

**国際資料室** 場所：東キャンパス国際研究館1階

受付時間：月～金曜日（休講日を除く）10：00～13：00、14：00～17：00

博士課程の大学院生による、

- ・留学生のレポートの添削相談
- ・発表資料等の添削
- ・資料の貸し出し（留学・英語学習関連）

※ 1回の相談は最大1時間までです。（無料）

※ 添削をただするだけではなく、指導をする場です。

**事務的な相談窓口**

開室時間：月～金曜日（休日を除く）8：30～17：00（ICS以外）

※ 学生支援課・教務課・国際課のみ、授業期間中は8：30～18：10

**学生支援課**

TEL：042-580-8138/8139/8116

<http://www.hit-u.ac.jp/students/index.html>

**教務課**

TEL：042-580-8112/8114

<http://www.hit-u.ac.jp/students/index.html>

国 際 課

TEL : 042-580-8162 / 8163 / 8164

<http://international.hit-u.ac.jp>

大学院研究科等各事務室

商学研究科	TEL : 042-580-8183
経済学研究科	TEL : 042-580-8192
法学研究科	TEL : 042-580-8204
法科大学院	TEL : 042-580-9131
社会学研究科	TEL : 042-580-8213
言語社会研究科	TEL : 042-580-9019
国際企業戦略研究科 (ICS)	TEL : 03-4212-3000
国際・公共政策大学院	TEL : 042-580-9135

小平国際キャンパス国際交流プラザ\*

○国際学生宿舎関係 TEL : 042-349-0039

景明館管理室

○国際学生館景明館関係 TEL : 042-577-6225

如水会 (同窓会)

<http://www.josuikai.net/> TEL : 03-3262-0111

守衛所の電話番号 (緊急時)

西キャンパス (夜間・休日)	西守衛所	TEL : 042-580-8018
東キャンパス (夜間・休日)	東守衛所	TEL : 042-580-8019
小平国際キャンパス 守衛所		TEL : 042-345-8100



# 美術館・博物館・劇場の 利用優遇制度

(キャンパスメンバーズ)

一橋大学では、学校教育における美術館、博物館及び劇場の有効活用を促し、本学に在籍する学生及び教職員が美術作品等を通じて芸術や文化に親しむ機会をより豊かにするため、大学を対象とする「キャンパスメンバーズ制度」等に参加しています。対象の施設では、入館料等の優遇措置がありますので、積極的に活用してください。

特典を受ける場合には、窓口にて**学生証を提示**のうえ、キャンパスメンバーズの特典を利用する旨、申し出てください。

## 国立美術館キャンパスメンバーズ

- 1 東京国立近代美術館（本館・工芸館、フィルムセンター展示室）及び国立西洋美術館の、所蔵作品展の**無料観覧**
- 2 東京国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立新美術館の、特別展及び共催展の**団体観覧料金**による観覧

## 東京国立博物館キャンパスメンバーズ

- 1 本館（日本ギャラリー）、平成館1階（日本の考古）、法隆寺宝物館（法隆寺献納宝物）の総合文化展の**無料観覧**
- 2 博物館で開催されるイベント（コンサート等）のチケットを**割引価格**での購入

## 国立科学博物館大学パートナーシップ

- 1 国立科学博物館、附属自然教育園、筑波実験植物園の常設展の**無料観覧**
- 2 特別展の**観覧料 620 円引き**（一部除外あり）

## 国立劇場キャンパスメンバーズ

- 1 国立劇場主催の歌舞伎公演・文楽公演の**観劇料金割引**
- 2 キャンパスメンバーズ限定のイベント（セミナー、バックステージツアー等）への**無料参加**





平成27年4月発行  
編集発行：一橋大学学務部学生支援課